

官報號外 昭和十三年三月六日

○第七十三回衆議院議事速記録第一二三號

昭和十三年三月五日(土曜日)	午後二時十七分開議
議事日程 第二十二號	昭和十三年三月五日 午後一時開議
第一 職業紹介法中改正法律案(政府提出)	第一讀會
第一 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案(政府提出)	第一讀會
第一 農業保険法案(政府提出)	第一讀會
第一 不動産融資及損失補償法中改正法律案(政府提出)	第一讀會
第五 産業組合中央金庫法中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第六 漁業法中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第七 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
裁判所構成法中改正法律案(政府提出)	提出者
第一讀會ノ續(委員長報告)	高橋 義次君
案	岡本寶太郎君
提出者	片山 哲君
提出者	西川 貞一君
提出者	中野 治介君
提出者	西村 國光
提出者	五郎君
提出者	茂生君
提出者	田中 好君
提出者	庄 晋太郎君
提出者	田中 好君
提出者	田子 一民君
提出者	倉元 要一君
提出者	田中 好君
提出者	東條 貞君
提出者	手代木隆吉君
提出者	片岡 恒一君
提出者	今井 新造君
提出者	長野 長廣君
提出者	川崎 克君
提出者	長井 源君
提出者	服部 崎市君
提出者	松田竹千代君
提出者	森田重次郎君
提出者	野田文一郎君
案	小山倉之助君
提出者	木曾福島久々野間ヲ鐵道豫定線ニ編入ニ關スル建議案
提出者	内閣二人權擁護委員會設置ニ關スル建議案
提出者	第一四日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
提出者	昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)委員
委員長	津原 武君

理事

寺島 権藏君 高橋 義次君

大内竹之助君 行吉 角治君

北 勝太郎君 日滿司法事務共助法案(政府提出)貴族院送付)外三件委員

委員長 松永 東君

理事 内藤 正剛君 原 玉重君

田中 亮一君 小林 紹治君

一昨四日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ

農地調整法案(政府提出)委員

北 勝太郎君(理事高岡大輔君)

去三日委員辭任ニ付其ノ補

田中 康次郎君

長野 高一君

星島 二郎君

佐藤洋之助君

小笠原八十美君

匹田 銳吉君

田中 好君

井阪 豊光君

安倍 寛君

永江 一夫君

杉浦 武雄君

臨時租稅增徵法中改正法律案(政府提出)外七件委員

理事 玉野 知義君(理事野中徹也君)

昨四日委員辭任ニ付其ノ補

田中 開(關)

重要鑄物增產法案(政府提出)外一件委員

理事 長野 高一君(理事古田喜三太

君昨四日委員辭任ニ付其ノ補

一昨四日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
 陸上交通事業調整法案(政府提出)委員
 本田彌市郎君 清水徳太郎君
 堤 康次郎君 中井川 浩君
 松永 東君 堀内 良平君
 坂下仙一郎君 愛野時一郎君
 長野 高一君 山田 清君
 星島 二郎君 紅露 昭君
 佐藤洋之助君 小平 重吉君
 上田 孝吉君 深澤豊太郎君
 増永 元也君 安藤 孝三君
 安倍 寛君 淺沼稻次郎君
 永江 一夫君 道家齊一郎君
 ○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマス
 ○議長(小山松壽君) 誓事日程變更ノ緊急動議ヲ
 提出致シマス、即チ此際日程第四乃至第八
 ノ五案ヲ繰上ゲ一括上程シ、其審議ヲ進メ
 ラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
 議アリマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
 ○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
 ス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、正
 日程第四、不動産融資及損失補償法中改正
 法律案、日程第五、產業組合中央金庫法中
 改正法律案、日程第六、漁業法中改正法律
 案、日程第七、產業組合中央金庫特別融通
 及損失補償法中改正法律案、日程第八、產
 業組合自治監査法案、右五案ヲ一括シテ第
 一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求
 サマス――委員長青山憲三君

昭和十三年三月四日
 委員長 青山 憲三
 衆議院議長小山松壽殿 報告書
 一産業組合中央金庫法中改正法律案
 (政府提出)
 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
 候此段及報告候也
 昭和十三年三月四日
 委員長 青山 憲三
 衆議院議長小山松壽殿

附帶決議
 一政府ハ今回ノ產業組合中央金庫法及
 漁業法ノ改正ニ伴ヒ漁村ノ實情ニ即シ
 漁村金融ノ圓滑ヲ圖ル爲十分ナル努力

第五 產業組合中央金庫法中改正法律案(政府提出)
 第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 漁業法中改正法律案(政府提出)
 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 產業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出)
 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 產業組合自治監査法案(政府提出)
 第一讀會ノ續(委員長報告)

ヲ拂フト共ニ産業組合中央金庫ニ對シ
テモ特別ノ督勵ヲ加ヘラレ度キコト

報告書

一漁業法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十三年三月四日

委員長 青山 憲三

衆議院議長小山松壽殿

一 政府ハ漁村經濟ニ關スル根本的調査
ヲ行フト共ニ沿岸漁業ノ調整及培養ニ
力ヲ用ヒ更ニ海洋漁業ノ發展ニ付テモ
十分ナル調査研究ヲ行ヒ漁村振興並ニ
水産業ノ發展ニ關シ諸般ノ積極的施設
ヲ行フコト

二 燃料礦油市價ノ暴騰ハ水産業ノ前途
ニ一大脅威ヲ與ヘ漁村經濟ヲ破壊スル
ノ虞アリ政府ハ從來ノ礦油關稅免除廢
止ノ對策ノ外ニ更ニ積極的ノ漁業用燃
油對策ヲ樹立實行スヘキコト
候此段及報告候也

報告書

一産業組合自治監査法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十三年三月四日

委員長 青山 憲三

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一産業組合自治監査法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十三年三月四日

委員長 青山 憲三

衆議院議長小山松壽殿

○青山憲三君 本委員會ニ付託ニナリマシ
タ不動產融資及損失補償法中改正法律案外
四件ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上
ゲマス

本委員會ハ去ル二月二十八日以來前後四
回ニ瓦リ熱心ニ審議ヲ重ネマシタ、先ツ勞
頭ニ政府ヨリ提案ノ説明ガアリマシタ、最
モ簡單ニ此要旨ヲ申上ゲマスレバ、産業組
合中央金庫法及ビ漁業法ノ改正ヘ、漁業協
同組合又ハ漁業組合聯合會ヲシテ産業組
合中央金庫ニ加入セシメ、之ニ伴ヒ産業組
合中央金庫ノ資本ヲ五百万圓増加スルノ
外、産業組合中央金庫ノ業務ノ狀況ヲ見マ
シテ、現行法上種々不便ナ點ガアリマスルノ
デ、是等ニ付キ必要ナル改正ヲ加ヘ、又政
府ノ出資ニ對シマシテハ、從來設立當時ヨ
リ十五箇年間ヲ限リテ、剩餘金ノ配當ヲ爲
スコトヲ要セザルコトナツテ居リマシタ
ガ、其期間ガ本年滿了致シマスルノデ、中
央金庫ノ實情、及ビ漁業協同組合、漁業組
合聯合會ガ新ニ加入スルコト等ノ事情ニ鑑
ミマシテ、今後ノ配當ニ關シ、配當率年四
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

合以下ノ場合ヘ、政府出資ニ對シテ配當ヲ
分以下ノ場合ヘ、政府出資ニ對シテ配當ヲ
マス

次ニ委員會ニ於ケル質疑及ビ之ニ對スル
賦與スルコトトシ、行政官廳ハ之ニ對シテ
十分ナル監督ヲ行ヒ、以テ産業組合ノ健實
ナル發達ヲ期セントスル趣旨ナノデゴザイ
マス

第三ニハ政府ハ漁村金融ノ改善ヲ圖ルト
共ニ、漁村經濟ニ關スル根本的調査ヲ行
ヒ、漁村ノ振興並ニ水産業ノ發展ニ付キ格
段ノ努力ヲ拂フ必要ガアルガ、之ニ對スル

爲スコトヲ要セザルコトトシ、四分ヲ超エ
ル場合ニ於テハ、一定ノ限度内ニ於テ政府

業組合聯合會ガ産業組合中央金庫ニ加入ス
ルコトニ依ツテ、同金庫ノ資本金ヲ單ニ五
百万圓增加スルコトノミテ、果シテ漁村金

融ノ圓滑ヲ期スルコトガ出來ルカドウカト
メ、且ツ漁業組合聯合會ニ所屬ノ組合又ハ
聯合會ニ對スル資金ノ貸付ニ對スル補償茲
ニ手形割引ヲ行ヘシメルコトトシ、以テ漁
村金融改善ヲ圖ルコトトシタノデゴザイマ
ス

不動產融資及損失補償法、茲ニ産業組合
中央金庫特別融通及損失補償法ノ改正法律
案ハ、現下ノ不動產金融茲ニ産業組合金融
ノ情勢ニ鑑ミテ、其融通期間及ビ期限ヲ
更ニ三箇年間延長スルコトナノデゴザイ
マス

政府ノ考ハドウカト云フ質疑ガアリマシタ、之ニ對シ政府ハ、現在ニ於テモ種々努力居ルガ、將來ハ此御趣旨ニ從ウテ一層努力スルト云フコトヲ答辯シテ居ルノデアリマス

第四ニ漁村經營上必要缺クベカラザル漁業用ノ燃油、漁網用ノ綿絲竝ニ染料等ニ付テハ、如何ナル對策ヲ講ジテ居ルカ、又將來ドウスル積リカト云フ質疑ガアッタノデゴザイマス、之ニ對シテ政府ハ、漁業用燃油ニ付テハ、從來其消費節約ニ付キ努力ヲ拂ツテ居リマスガ、漁業者ニ必要ナル燃油ニ付テハ、節約ヲ圖ル一面不足ヲ來サナイヤウニシ、將來ノ對策ニ付テモ十分ニ考慮ヲスルト云フコトデゴザイマシタ、尙ホ綿糸及ビ染料ニ付テハ、ソレドヘ考慮ヲ約シタ次第デゴザイマス

最後ニ產業組合ノ自治監査法案ニ關シマシ

テハ、自治監査ノ趣旨ニ付テ能ク説明セラ

レタイト云フ質問ガアッタノデゴザイマス

ガ、之ニ對シテ政府當局カラ、官廳ノ監査ハ主トシテ一般産業組合監督ノ見地カラ行

フノデアッテ、自治監査ハ當該組合ノ立場ニ

於テ、或ハ又組合ノ希望ニ依リ行フノデアッ

テ、兩々相俟ツテ完全ナル監督ヲ行ハント

スルモノデアル、又監査員ハ産業組合ニ理

解アル人デアルト共ニ、監査ハ相當専門的

技能ヲ必要トルガ故ニ、サウ云フ方面ノ

適任者ヲ選ブヤウニシタイ、是等監査員ニ

對シテハ、嚴重ナル監督ヲ加ヘテ、監査上萬遺漏ナキヲ期シタイノデアルト云フ返答

ガアッタノデゴザイマス、今其附帶決

議ヲ申上ゲマスレバ、產業組合中央金庫法改正ニ對スル附帶決議トシテ

一、政府ハ今回ノ產業組合中央金庫法及

議ヲ申上ゲマスレバ、産業組合中央金庫法改正ニ對スル附帶決議トシテ

立ニ諸ヒマシタ所ガ、滿場一致ヲ以テ之ヲ

可決セラレタノデゴザイマス、今其附帶決

議ヲ申上ゲマスレバ、産業組合中央金庫法改正ニ對スル附帶決議トシテ

一、政府ハ今回ノ產業組合中央金庫法及

議ヲ申上ゲマスレバ、産業組合中央金庫法改正ニ對スル附帶決議トシテ

立ニ諸ヒマシタ所ガ、滿場一致ヲ以テ之ヲ

可決セラレタノデゴザイマス、今其附帶決

議ヲ申上ゲマスレバ、産業組合中央金庫法改正ニ對スル附帶決議トシテ

一、政府ハ今回ノ產業組合中央金庫法及

議ヲ申上ゲマスレバ、産業組合中央金庫法改正ニ對スル附帶決議トシテ

立ニ諸ヒマシタ所ガ、滿場一致ヲ以テ之ヲ

可決セラレタノデゴザイマス、今其附帶決

○議長(小山松壽君) 五案ノ第二讀會ヲ開

クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ五案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ直チニ五案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

第一 職業紹介法改正法律案(政府提出)

第一讀會出

職業紹介法

第一條 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ス

職業紹介法

第一條 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ス

職業紹介法

第二條 何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ

第三條 政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ應ジ職業輔導其ノ他職業紹介ニ關スル事項ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依ル職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス

第四條 政府ハ前條ニ規定スル事業ヲ行フ爲職業紹介所ヲ設置ス

職業紹介所ノ業務ヲ補助セシムル爲職業紹介所ニ聯絡委員ヲ置ク

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 市町村長(勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ區長)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ行フ

第六條 第三條ニ規定スル事業ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク

第七條 職業紹介所及聯絡委員ニ關スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣ヲシテ其ノ一部ヲ負擔セシムルモノトス

地方長官必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ノ一部ヲ市町村ヲシテ負擔セシムルコトヲ得

第八條 勞務供給事業ヲ行ハントスル者又ハ労務者ヲ雇傭スル爲勞務者ノ募集ヲ行ハントスル者ニシテ命令ノ定ムルモノハ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受ケシベシ

前項ノ勞務供給事業及勞務者ノ募集ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行ヒタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケシテ有料又ハ營利ヲ目的トスル勞務供給事業ヲ行ヒタル者

第十條 第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケシテ労務者ノ募集ヲ行ヒタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十一條 法人又ハ人の代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人の業務ニ關シ前條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人の自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執ルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第十五條 第二條ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 本法ハ船員職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

第十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ職業紹介委員會ニ關スル規定ヲ除キ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職業紹介所ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者ハ

命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

第二十一條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ職業紹介事業ノ施設ヲ相續ニ因リ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相續開始ノ日ヨリ一月以内ニ許可ヲ申請スベシ

前項ノ者ハ前項申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十二條 本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ勞務供給事業又ハ労務者ノ募集ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ニ許可ヲ申請スベシ

前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業又ハ募集ヲ行フコトヲ得

〔國務大臣侯爵木戸幸一君登壇〕

○國務大臣（侯爵木戸幸一君）只今議題トナリマシタ職業紹介法改正法律案ニ付キマテ提案ノ理由ヲ御説明致シマス

我國現下ノ情勢ニ觀マスルニ、國家ノ遂行スル諸政策ニ順應セシムル爲メ、勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ルコトガ、極メテ緊要デアル考ヘルノデアリマス、今次事變下ニアル當面ノ問題ト致シマシテハ、一方ニシテ軍需勞務ノ充足ヲ敏速的確ナラシムル職業轉換等ヲ圓滑ナラシメ、克ク長期對戰ニ堪ヘ得ルノ措置ガ必要デアリマスノミナラズ、歸還又ハ傷痍軍人等ノ職業斡旋ニ付テモ、其萬全ヲ期スルノ用意ガナケレバナリマセヌ、又今後ノ問題ト致シマシテハ、生産力ノ擴充計畫遂行ノ爲ニモ、所要ノ勞働力ヲ適當ニ供給スルノ要ガアリ、更ニ事變後ニ於テモ勞務ノ調整ニ付テ十分ノ配慮ガ必要デアル考ヘラル、ノデアリマス、而シテ是ガ爲ニハ職業紹介機關ヲシテ、其機能ヲ十分發揮セシメマシテ、國家ノ行ハントスル諸政策ニ順應シツ、一方ニ於テハ國民各人ノ資質ト事情等ヲ稽へ、成ベク其適職ニ就カシムルト共ニ、之ヲ需ムル側ニ對シテハ、成ベク適材ヲ圓滑ニ供給シ、以テ是ガ配置ノ適正ト需給ノ圓滑トヲ圖ルヤウ、之ヲ運用スルコトガ最モ肝要デアルト信ズルノデアリマス、併ナガラ職業紹介機制ノ組織ヲ強化シ、眞ニ全國ノ機關ヲ打ッテ一丸トシ、統一アル活動ヲ爲シ得ルヤウ、且ツ其内容ヲ充實スルト共ニ、是ガ連絡統一現在ノ公益職業紹介制度ハ、大正十

アリマスカ、之ニ對スル當局ノ御意思ヲ承ツテ見タイト思ヒマス

ソレカラ是ハ相變カモ存ジマセヌガ、職業紹介法ノ第一條ニ「勞務ノ適正ナル配置ヲ

圖ル爲」トアリマスガ、將來ニ於キマシテ政府ハ勞働統制ノヤウナモノヲ施行シヨウト云フ御考ガアルカドウカ、ソレカラ只今モ御話ガアツタノデアリマスガ、出征兵士ノ復員、或ハ傷痍軍人ノ就職、是等ニ付キマシテ、今日マデモ政府ハ屢々十分ニ斡旋ノ勞ヲ執ルト云フ御話ハ聞イテ居ルノデアリマス、又現在モ是等ニ對シテ相當留意サレテ居ルヤウナ御意見ヲ承ツタノデアリマスガ、併シ既ニハヤ傷痍軍人ノ中デ求職ヲ頼ンデ出テ居ル人モ相當アルヤウデアリマス、唯ロデ斡旋ヲスルトカ、或ハ適當ニ配慮スルト言フダケデハ、私共ハ贊成出來ナイノデアリマス、要スルニ現在既ニサウ云フ者ガアリト致シマスレバ、是等ニ對シ政府ハ、今果シテ何ヲ爲サレテ居ルカラ承ツテ置キタインデアリマス

職業紹介法ニ依ツテ、入營者ノ前職者ハ退營ト同時ニ再び採用サレコトニナッテ居ルヤウデアリマスガ、是モ此法ノ内容ヲ見マスト、五十人以上ノ勞務者ノ居ル所ニ限ツテ居ルヤウデアリマス、所ガ五十人以上ト云フコトニナリマスト、殆ド都會地デナケレバ見ルコトガ出來ヌノデアリマス、之ヲ五十人以下デモ、或ハ又前職者デナイ退營者ニ對シマシテモ、其就職ヲ斡旋スルト云フ風ニ法律ヲ改正ナサル意思ガアルカドウカ、若シ改正スルコトハ出來ナイガ、斯

様ナ方法ガアルト云フコトデアリマスレバ、ソレヲ承ツテ置キタインデアリマス、私ノ質問ハ以上デアリマスガ、之ニ對スル御

答辯ヲ煩シタイト思フノデアリマス(拍手)

〔國務大臣侯爵木戸幸一君登壇〕

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 村瀬サンノ御質問ニ御答ヲ申上ゲマス、第一ノ御尋ハ、

今回此職業紹介所ガ國營トナリマスレバ、

職員ハ官吏トナル、隨ヒマシテ融通ガ利カズ、一層今日弊害ト認メラレル點ガ助長サ

レヤシナイカト云フ御尋デアリマシタガ、

政府ニ於キマシテモ、此職業紹介所ノ職員ニ付キマシテハ十分ノ注意ヲ拂ヒマシテ、

斯ノ如キ弊害ノナイヤウニ取扱フ爲ニ、是ガ任用ニ付キマシテモ、自由ナル任用ヲ致

シタイト考ヘテ居リマスルシ、又現在職業紹介所職員トナツテ居リマスル者ハ、出來得

ル限リ此方面ニ任用スル方針デ考慮致シテ居ル次第アリマス

ソレカラ第二ノ國營トナル以上ハ、費用

ハ國家ガ全部國費ヲ以テ負擔スベキデアル

デハナイカト云フ御尋デアリマシタガ、其

點ハ國營デアリマスルカラ一應左様ニ考ヘラ

レマスルガ、從來トモ此點ニ付キマシテ

ハ、地方公共團體ニ於テ相當ノ負擔ヲ致シ

テ居ルノデアリマスルシ、今回之ヲ國營ト

致シマシテモ、又地方ノ需給調整ト云フヤ

ノニ付テハ、ヤハリ民間ニ委ネナケレバナ

ウナ、特殊ナ事業を行フ次第アリマスカ

ラ、ソレ等ノ事情ヲ參酌致シマシテ、費用

ノ一部ヲ負擔サセルコトニ致シタノデアリ

マス、而シテ其費用ノ負擔ニ付キマシテハ、

職業紹介事業ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ爲ス

モノデアリマシテ、個人ノ自由意思ヲ制

シテハ、特ニ其實情ヲ考慮シテ見タイト考ヘテ居リマス

ソレカラ豫算ニ付テノ御尋デアリマシタ

ザイマセヌ、又歸郷致シマシタ軍人及ビ傷

痍軍人ノ就職保護ニ付キマシテハ、此職業紹介網ガ完備致シマスレバ、無論此方面ニ

於テ十分ノ活動ヲ致シマスルハ勿論デアリ

マスガ、傷痍軍人及ビ復員致シマシタル軍

人ニ付キマシテハ、其他ノ方法ニ於キマシ

テモ、十分盡力スル積リデ居リマシテ、此方

ハ更ニ豫算其他ヲ要求致シマシテ、傷痍軍

人ノ保護ニ當ラウト考ヘテ居リマス、尙ホ

復員致シマシタ軍人ニ付キマシテハ、本年

度ニ於テモ若干ノ費用ヲ増シマシテ、所謂

失業ヲ致シマセヌヤウニ、主トシテ生業補助ト云フヤウナ方面ニ向ツテハ、相當ノ盡力

ヲ地方廳ニ於テ致シテ居ル筈デアリマス、

ソレカラ入營者職業保障法ハ、御趣旨ノ點

ハ御同感デアリマスルノデ、目下此法律改

正ヲ致スヤ否ヤニ付テハ、研究致シテ居ル

ヤウナ次第アリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 村瀬君、宜シウゴザ

同志モ説明サレテ居リマシタガ、政府ハ將來勞働ノ統制ヲヤル意思ガアルノデハナイカ、斯ウ云フコトヲ言ヘレテ居ツタ、言葉ハ違フカモ知レマセヌガ、此案ノ内容カラ持ツアリマス、此點ニ對シテ私ハ更ニ突ツ込ンダ御説明ヲ仰ギタイ

第一條デモウ一點伺ツテ置キタイコトハ、勞務ノ範圍デアリマス、卑近ナ例カラ申シマスルナラバ僕婢ノ端ニ至ルマデ、政府ハ此適正ナル配置ノ中ニ加ヘヤウツルノデアルカドウカ、簡單ナ言葉デ申シマスルナラバ、女中ノ口入マデモ政府ガヤルノカト云フコトヲ御尋致シタイノデアリマス、嘗テ露西亞ニ於テ勞務ノ統制ヲヤッタ時ニハ、所謂一般民間ノ家庭ニ雇ハレテ居ル所ノ女中、或ハ「ボーイ」ノ端ニ至ルマデ、政府ノ管理ニ移タコトガアルノデアリマス、其結果ハ之ヲ更ニ警察權ニ利用致シマシテ、「スペイ」網ノ根本ヲ之ニ引イタ實例ガアルノデアリマス、私ハサウ云フヤウナ進シング所マデ御考ノ上ニヤラレタトハ承知致シテ居リマセヌガ、疑問ノ起ル點ガ茲ニ生ズルノデアリマス、此點ニ付テハツキリシタ御答ガ願ヒタイ、勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ルト云フコトニナリマスルト、勢ヒ勞働管理ト云フ所ニ及バナクチヤナラヌ、又同時ニ産業ノ國家管理ト云フ所マデ行カナケレバ徹底シナイノデアリマス、此點ニ對シテ政府ノ御所感ヲ伺ツテ置キタイ、更ニモウ一ツ御伺シタイコトハ、先ノ質問者モ述べテ居ラレ

マシタガ、所謂國營ノ職業紹介所、言葉ヲ換ヘテ申シマスルナラバ、官吏ノ御世話ニナルコトデアリマス、民間ノ通則ト致シマシテ、官吏ノ親切ト云フコトニ付テハ、可ナリノ疑問ガアルノデアリマス、特ニ職業ノ紹介ト云フコトハ、親切ガ先づ根本デナクチヤナラヌ、果シテ此點ニ對シテ如何ナル任用方法ヲ以テ之ニ充テルカト云フコトヲ、ハッキリ御答辯ガ願ヒタイノデアリマス

ソレカラ第三條ニ規定シテ居ルコトニ付テ、極ク簡単ニ御尋シテ置キマスガ、「職業指導及必要ニ應ジ職業補導其ノ他職業紹介ニ關シ」ト云フコトニナッテ居リマスガ、此内容ハドウカ、從來地方ノ縣ノ社會課アタリデヤッテ居ル程度ノ職業指導竝ニ補導デアッタナラバ、寧ロ弊害ガアルテ益ナシト私ハ思ツテ居リマス、之ニ對シテ如何ナル方法ヲ御執リニナルノデアルカ、此點ニ付テ一點御尋致シテ置キタイコトハ、前ノ質問者モ言ウテ居リマシタガ、所謂戰傷者ノ就職ヲドウ解決付ケルカト云フコトデアリマス、私ハ歐洲大戰ノ例カラ見マシテ、歐洲大戰ノ獨逸ノ例ヲ見マスルト、戰傷者約七十万ノ中デ一割、即チ七万ガ不具者デアッタノモ、此名譽ノ不具者トナラレタ所ノ人達ノ將來ノ生活ノ保障ト云フコトハ言フ迄モナデアリマス、又英佛米ノ實例カラ見マシテニ勵カシメルト云フコトハ、今日ノ厚生省ノ重大ナ御取扱ニナル點デアラウド思フノデアリマス、此點ニ付テハ既ニ著手シテ居ラナクシヤナラヌ、學者ノ說ニ依リマスルト、歐洲大戰當時ニ於テハ、既ニ入院シテ居ル當時カラ、如何ニシテ之ヲ職ニ就ケルカ、如何ニ再教育ヲスルカト云フコトニ苦心サレテ居ルノデアリマス、此點ニ付テ政府ハ如何ナル所ノ方策ト御所信ガアルカト員ト云フコトハ、用ヒ方ニ依ッテハ相當問題

ニナル、大體資格ハ如何ナル程度ノ資格ヲ
カ、私ノ聞ク所ニ依リマスルト、四百人程
度ト云フコトヲ申シテ居リマスガ、果シテ
此四百人ヲ以テ今日ノ本法案ノ實施以後ノ
活動ヲ圓滿ナラシメルカト云フコトニ付テ
ハ多クノ疑惑ヲ持ツノデアリマス
ソレカラ次ニ御尋致シタイコトハ、第七
條ニ規定シテ居リマスル所ノ、職業紹介所
及ビ聯絡委員ニ關スル費用ノ一部ヲ、道府
縣並ニ都合ニ依ツテハ市町村ニ負擔セシム
ルト云フコトデアリマス、先程大臣カラノ
御説明デハ、凡ソ六百万圓ト云フコトノ御
話ガアツタヤウデアリマス、此六百万圓ノ中
デ、二百万圓ヲ地方ニ負擔セシムルト云フ
ヤウニ私ハ承知致シテ居リマスガ、果シテ
サウカ、苟モ國營職業紹介所デアルトスルナ
ラバ、一部分ヲ地方ニ負擔セシムルト云フコ
トハ、ソレ自體ガ矛盾デナイカ、殊ニ地方財
政ノ困窮ナ今日ニ於テ、斯ノ如キコトハ果
シテ妥當ナリヤ否ヤト云フコトヲ御尋シタ
イノデアリマス、私ハ此點ニ付テ斯ウ云フ
コトガ言ヘルト思フノデアリマス、從來民
間デ職業ヲ取扱ッテ居ルモノガ、昭和十二
年度ノ統計ニ依リマスルト五十万デアリマ
ス、公立其他デ取扱ッテ居ルモノガ約八十
万デアリマスガ、民間ノ一人ノ取扱ガ頭割
リ約三圓デアル、三圓ト假定致シマスルト、
漏レ聞ク所ニ依リマスルト、百五十万ノ
人員ヲ處理シヨウト云フ御考ノヤウデアリ
マスガ、若シサウダストレバ、民間デ之ヲ
取扱ハシメタナラバ、四百五十万圓デ片ガ

付クノデアリマス、政府ハ七百箇所ノ現在
ノ數ヲ四百箇所ニ減ラシテ、而モ六百万圓
ノ豫算ヲ持ツト云フコトハ、私ハ時局柄少
シ贅澤過ギルト思フノデアリマス、若シ之
ヲ眞ニ民情ニ即シテヤルトスルナレバ、此
費用ノ外ニ更ニ民間ノ從來ノ職業紹介業者
ニ補助金、或ハ其他ノ費用ヲ増額セシメテ
實ヲ結バシメルコトガ、寧ロ私ハ妥當デナ
イカト言ヒタイノデアリマス

更ニ御尋致シタイコトハ、第八條ニ勞務
供給事業ヲ行ハントスル者、又ハ勞務者ヲ
雇傭ヲ爲ス爲ニ募集ヲ行ハントスル者ハ、
命令ノ定ムル所ニ依リ云々ト書イテ居リマ
ス、此命令ノ内容ヲ簡單ニ承ツテ置キタイ
ト思フノデアリマス

長クナリマスルカラ次ハ簡単ニ御尋シテ
置キマス、第十五條ニ於キマシテ「主務大
臣ノ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ
適用セズ」ト云フ條項ガアリマス、此職業
ノ職業紹介事業ト云フノハ、如何ナル内容
ヲ指スノデアルカ、私ノ承知致シテ居ル範
圍ニ依リマスルト、是ハ所謂藝酌婦其他ヲ
指スノダト思フノデアリマス、若シ藝酌婦
ノミヲ此中ニ限定シタトスルナレバ、其理
由如何ト云フコトヲ御尋シテ置キタイノデ
アリマス、藝酌婦其他ノ職業紹介ニハ、可
ナリ世間デ非難ガアルノデアリマス、若シ
職業紹介所ガ國策上重大問題デアルトスル
ナレバ、斯ノ如キ事ハ政府自ラヤルノガ寧
ロ妥當ナリト私ハ信ズルノデアリマス、然
ラザレバ理論ハ一貫シナイノデアリマス、
此點ニ付テ如何ナル理由デアルカト云フ

コトヲ御尋致シタイノデアリマス、若シサウデナイトスルナレバ、私ハ少クトモ此規定ノ中ニ、一般國民ノ家庭ニ使用スル女中並ニ其他ノ僕婢、或ハ中小商工業者ガ使フ所ノ見習、社會的ニ特ニ弊害ノナイ點、サウ云フヤウナモノヲシテ、此條項ノ中デ例外規定トシテ取扱ハセルト云フナラバ、マダソコニ意味ガ含マレルコトガ出来ルト思フノデアリマス、此點ニ付テ政府ノ御所信ヲ伺ヒタイノデアリマス、殊ニ先ノ質問者モ言ウテ居リマシタガ、此規定ハ即チ從來ノ紹介業者壓迫ノ規定ナリト云フコトヲ説明サレテ居リマシタガ、私モ同感デアリマス、今昭和十二年度ノ統計ヲ見マスルト、一般民間デ取扱ツタモノガ五十万人、其五十万人ノ中ノ所謂藝妓婦ノ取扱數ヘ、約一割ノ五万人ト見テ差支ナインデアリマス、五十万人取扱ツテ居ツタ業者ガ五万人ニ職業ガ限定サレタ場合ニ、生活ハ如何ニシテ立テ行クカト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌ、私ハ特ニ此案ヲ見マシテ、痛感スルコトガアルノデアリマス、大體近來ノ政府ノ立案スル所ノ立法ハ、一般民情ヲ酌マナイ傾向ガアリマス、國民ノ生活狀態ニ對シテ極メテ不親切デアルト私ハ言ヒタイ、此意味ハ取モ直サズ、近來ノ立法ハ下僚或ハ屬僚ガ立案シテ、大臣ガ宣判ヲ捺ス結果デヤナイカ（拍手）斯ウ云フコトガ言ヒタイノデアリマス、寧ロ大臣ガ國策上是ガ必要ナリトシテガ活キテ來ルト思フノデアリマス、斯ノ如キ實例ハ本議會ニハ特ニ甚シイコトヲ遺憾

此間ノ此議場ニ於テモ吾々ハミス／＼見セ付ケラレタ、其爲ニ却テ大臣ガ説明ガ出来ナクテ、下僚ニ説明ヲサセナクテハナラヌ茲ニ保證スルモノデアルト思フノデアリマス、斯ノ如キコトハ今後慎ンデ貰ヒタイト私ハ思フ、是ハ國民ノ聲デアリマス
更ニモウ一點御尋致シタイコトハ、前ノ質問者モ説明ガアツタヤウニ思ヒマスガ、本法ノ官制ヲ如何ナル組織ニ於テ爲スカ、私ハ寧ロ從來ノヤウナヤリ方ヲセズニ、是ハ外局トシマシテ、主要都市ニハ事務局ヲ置イテ、更ニ各地方ノ自治體ト連絡ヲ圖ッテ、以テ圓満ニ活用スル、一方從來ノ營業者ニハ能ク政府ノ意ヲ體シテ、十二分ニ社會機關トシテ活躍セシムルヤウニ、便益ヲ與ヘルト云フコトヲ骨子ニシテ置イテ貰ヒタイト云フコトヲ希望致シマス
更ニ本法ト労働團體トノ關係ヲ將來ドウ調和シテ行クカ、加盟權ヲドウスルカト云フ問題デアリマス、更ニ景氣ノ好イ時ハ宜イガ、失業群ガ襲來シテ來タ場合ニ、此組織ヲ以テ十分喰ヒ止メラレルカドウカ、此點ニ付テ政府ハ如何ナル對策抱負ヲ持ッテ居ルカ（失業保險ヲ拵ヘマス）ト呼フ者アリ、失業保險ハ既ニ世界ニ於テ失敗シテ居リマス

機關ヲ十分發達セシムルヤウ、寧ロ政府ハ指導監督ノ立前ニ立ツヤウニシナケレバ、失業對策ハ完全ヲ期シ得ルモノデナイト云フコトヲ私ハ斷言シテ置キマス(「ヒヤヒヤ」)又萬一從來ノ機關ヲ無視スルヤウナ、廢止スルヤウナ結果ニ至レバ、結局一方デ失業者ヲ捨ヘテ、一方デ就職サセルト云フヤウナ、矛盾ナ結果ガ現レルト云フコトハ、此第十八條ノ規定ヲ考ヘテモ十分察知スルコトガ出來ルノデアリマス、以上ノ諸點ニ付キマシテ、政府ノ御所信ヲ伺ヒタ伊トイ思フノデアリマス

燒クノカト云フコトデアリマシタガ、其點ハ現在ノ職業紹介所ニ於テモ是ハ扱ツテ居ルノデアリマシテ、其範圍ニ於テ今後トモ

ソレカラ第三ハ、職業紹介ノ官吏任用ノ方法ニ付テノ御尋デアリマシタガ、是ハ先程村瀬サンニモ御答致シマシタヤウニ、御話ノ通リ此仕事ハ直接所謂民間ノ諸君ト接觸ヲ保ッテ參リマスルコトデアリマスシ、最モ親切ニ扱ハナケレバナラヌ點ニ付テハ、全ク御同感アルノデアリマシテ、其意味ニ於キマシテ、現在ノ從事員ハ勿論成ベク之ヲ採用スル考デ居リマスルシ、又其任用ニ付キマシテ、極メテ自由ナ考ヲ以テ之ニ處シテ行キタイト考ヘテ居ルノデアリマス

ソレカラ職業ノ指導、補導ト云フコトニ付テノ御尋デアリマシタガ、此點ニ付キマシテハ、現在ハ大都市ノ職業紹介所ニ於テハ、「タイプライター」デアルトカ、又算盤デアルトカ、其他補導シテ居ルヤウデアリマスガ、今日アノ程度デハ不十分デアリマスノデ、今後此機能ガ擴充致シマスレバ、相當ノ仕事ヲ輔導致シテ行ク考デ居リマス

ソレカラ傷痍軍人ノ對策ニ付キマシテノ御尋デアリマシテ、最早段々病院カラ出ルヤウナ人モアルノデ、ソレ等ニ對スル對策ハ至急考ヘテヤラナケレバナラヌト云フ御尋デアリマシタガ、全ク御同感デアリマスシ、又厚生省ト致シマシテモ、既ニ十二

年年度ノ追加豫算トシテ、入院中ニ職業指導ヲ爲ス爲ノ若干ノ經費ヲ要求申デゴザイマ

シテ、可決サレマスレバ、ソレ等ニ付テハ早速著手スル考デ居リマス

ソレカラ聯絡委員ニ付キマシテハ、只今計畫致シテ居リマスノハ、市町村ニ於キマシテ青年團ノ團長デアルトカ、或ハ小學校ノ教員、或ハ方面委員ト云ツタヤウナ人々、一町村ニ約五人位ノ割デ配置致シマシテ、是等ガ町村長ト共ニ相協力シテ連絡ヲ取ツテ行ク考ニ致シテ居リマス

ソレカラ費用ノ負擔ニ付キマシテハ、大體御話ノヤウナ區分ニナルト存ジマスルガ、之ニ付キマシテハ、先程村瀬サンニ御答致シマシタヤウナ理由ニ依リマシテ、若干地方團體デモ負擔ヲ致スノガ至當ト考ヘテ、斯様ニ致シタ次第デアリマス

ソレカラ從來ノ職業紹介者ヲ壓迫スル結果ニナツテ、今日マデ五十万ノ者ヲ扱ツテ居タモノガ、五万ニナルト云フヤウナ御話デアリマシタガ、政府ガ考ヘテ居リマスルノハ、從來ノモノハ許可ニ依リマシテ之ヲ認メテ行クノデアリマシテ、而シテ其認メテ居ル間ニ於キマシテハ、特ニ其扱フモノハ制限致シマセヌノデアリマスルカラ、所謂藝者酌婦ト云フモノニミ限定サレルノデナク、僕婢、女中其他ノ關係モ扱フコトニ

ナル譯デアリマス、隨ヒマシテ、極端ニ事業ガ衰微致シマシテ、失業ヲ起スト云フヤウ

ナコトハ、成ベク無イヤウニ扱ツテ行キタ

ソレカラ不景氣時代ガ到來シタ場合ノ對策ガアルカト云フ御尋デアリマスルガ、不

景氣時代ニ於テモ、此職業紹介機關ノ活動

ニ俟ツモノガ少クナインデアリマスルガ、是ダケデハ直チニ不景氣時代ニ對處スルコトノ困難ナ事態ハ勿論出テ來ルカト考ヘラレマス、其場合ニハ失業者救濟事業ヲ起ス

トカ、色々ノ點ニ於テ、其時ニ處シテ適當ナル方策ヲ講ジテ行キタイト考ヘテ居リマス

大體以上ノヤウナ點ニアツト存ジマス

ルガ、尙ホ漏レマシタ點ニ付キマシテ、細

カイ點ハ委員會等ニ於キマシテ十分御説明致シタイト考ヘマス

○世耕弘一君 大體大臣ノ御説明デ了承致

シマシタ、何レ適當ナ機會ニ又發言ヲスルコトニ致シマス

○議長(小山松壽君) 田中邦治君

(田中邦治君登壇)

○田中邦治君 職業紹介法改正法律案ノ上

程ニ當リマシテ、既ニ前質問者ニ依リマシ

テ、大體私ノ問ハントスル所ハ盡キテ居ル

ノデアリマスルガ、併ナガラ事重大法案テ

アリマスルノデ、一面角度ヲ變ヘマシテ、此

機能ヲ發揮出來ナイ憾ガアツノデアリマス、斯ル

併ナガラ此職業紹介ト云フ制度カラ行キマ

シテ、社會的「サービス」ヲ致シマスル關係

上、自己ノ市町村區域以外ノ取扱件數ハ二

三倍ヅ、ニモ何時モ激増サレツ、アルト云

フ實情デアツテ、甚ダ不合理千萬デアツ

テアリマス、茲ニ確メテ置キタイトノハ、此

費用負擔ノコトデアリマスルガ、本法ニ依

デアリマス、茲ニ確メテ置キタイトノハ、此

リマシテ名ハ國營ト云フコトニナリマスル

ガ、其內容ノ費用負擔ニ於キマシテハ、相

當額地方費ニ轉嫁セシメラレルモノデハナ

イカト案ズル者デアリマス、政府ハ此法案

ニ依リマシテ府縣町村ヘ如何ナル程度ノ費

用負擔ヲセシメマスルカ、其內容ヲ承リタ

イノデアリマス

又是モ既ニ御答辯ニナツテ、稍、我ガ意ヲ得

テ居リマスルガ、第三ニ確メテ置キタイト

ハ、在來ノ公營職業紹介所ノ吏員ノ身分ニ

付テデアリマス、國營紹介所トナリマスレ

バ、勿論國ノ官吏ガ其任ニ當ルノデアリマ

スルガ、現在多クノ是等就職シテ居リマス
ル吏員ハ其地方々々ニ依ツテ極メテ適任者
ヲ之ニ充テ、アルノデアリマス、併ナガラ
學力其他官吏トシテノ資格ヲ有スル者ガ甚
ダ少イノデアリマス、是ガ國營トナッテ官吏
ト云フ身分ヲ具ヘル時ニ於テ、相當ナル人
員ノ陶汰ヲセラレハセヌカト云ウテ、必ズ
ヤ戦々兢々タル者ガ、其從業吏員ニアルモ
ノト確信スル者デアリマスルカラ、是ニ於
テ私ハ斯ル際ハ在來ノ吏員其儘是非採用セ
ラレンコトヲ望ム者デアリマスルガ、之ニ
對スル大臣ノ御意見ハ如何デアリマスカ、
承ツテ置キタインデアリマス

次ニ町村長ニ職業紹介ノ一部ヲ行ハシム
ルト云フコトガアリマスガ、其町村長ニ行
ハシムル一部トヘ、如何ナル程度デアリマ
スカ、是モ承ツテ置キマス

序デアリマスルガ、聯絡委員ノコトニ付テ只
今モ御答辯ガアリマシテ、聯絡委員ハ方面委
員若クハ青年團員ト云フヤウナ者ヲ採用シテ、
連絡統制ヲ圖ルト言ハレテ居リマスルガ、方
面委員ニシロ、其他ノ者ヲ使用スルト云フコ
トニナリマスト、極メテ少額ナル手當ニ依ツ
テ、是等ノ人々活動ヲ望ム者デアリマス、
現在私モ多クノ方面委員ノ活動振リヲ見テ
居リマスガ、方面委員ノ名ガ欲シサニ甘ン
ジテ其職責ニ就キマスガ、實際ニ其役目ヲ
果ス者ハ十分ノ一ノ程度モナイト私ハ認メ
フコトヲ案ズル者デアリマス、其聯絡委員
テ居リマス、サウ云フ人ノ手ニ於テ此紹介
ニ對スル手當ト云フモノハ、全體ドノ位豫

算ニ計上セラレル御積リデアリマスカ、是モ承ツテ置キタイノデアリマス、以上ニ瓦ツテ大臣ノ御答辯ヲ煩ハシタイノデアリマス
〔國務大臣侯爵木戸幸一君登壇〕
○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 田中サンニ
御答申上ゲマス、大體先程來ノ御質問ニ於
テ御答申上ゲマシク所デ、御諒解ヲ願ヒタ
イト存ズルノデアリマスガ、民營ノ營利又
ハ有料ノ職業紹介事業ハ、今後特別ノモノノ

方ニ於キマシテ求職ノ斡旋ヲ致シマスコト
ガ主デアリマシテ、求職ノ希望ヲ受次ギマ
シタリ、或ハ求人ヲ周知シタリ、身元調査
ヲスルト云フヤウナコトヲ頼ムコトヲ致ス
ノデアリマス、ソレカラ聯絡委員ノ手當ト
云フヤウナコトニ付キマシテハ、尙ホ其他
ニモ細カイコトガゴザイマスルカラ、何レ
委員會デ十分御説明致シタイト考ヘテ居リ

勞務ノ適正ナル配置トハ、如何ナルコトデ
アルカト云フコトニ付テハ、只今厚生大臣
ヨリ御話ニナッテ、私モ其説明ニ同感デア
リマスガ、從來ノヤウナ單ニ個人のノ適材
適所ニ就職斡旋ヲスルト云フコトノミデナ
ク、國家ノ行ハントスル國防、產業、社會
上ノ政策ニ順應シテ、各人ノ資質ニ應ジテ
適當ニ職ヲ與ヘルト云フコトハ、洵ニ結構
ナコトデアルト存ジテ居リマス、是ハ從來
ノ慈善事業ノ如キ失業救濟ノ職業紹介事業
ニ比スレバ、本當ニ一步ヲ進メタモノニア

ノト確信スル者デアリマスルカラ、是ニ於テ私ハスル際ヘ在來ノ吏員其儘是非採用セラレンコトヲ望ム者デアリマスルガ、之ニ對スル大臣ノ御意見ハ如何デアリマスカ、承ツテ置キタイノデアリマス

ハ有料ノ職業紹介事業ハ、今後特別ノモノヲ残シテ置クト申上ゲマシタノハ、大體藝妓酌婦等ヲ扱ツテ居ルモノヲ残シテ居ルノアリマス、而シテ其他ニ於キマシテモ、從來カラ營業致シテ居リマスモノニ付テハ、經過的ニ之ヲ認メテ行キマシテ、之ヲ直チニ

○田中邦治君 簡單デスカラ此席カラ御許
願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○田中邦治君 極メテ簡単ナ御答辯デ満足
シマセヌ者デアリマスガ、委員會デト云フ
コトデアリマスカラ、萬一私委員ニナリマ

承ッテ置キタインデアリマス
次ニ町村長ニ職業紹介ノ一部ヲ行ハシム
ルト云フコトガアリマスガ、其町村長ニ行
ハシムル一部トヘ、如何ナル程度デアリマ
スカ、是モ承ッテ置キマス

來カラ營業致シテ居リマスモノニ付テハ、
経過的ニ之ヲ認メテ行キマシテ、之ヲ直チニ
禁止シテ行クト云フ趣旨デハナインデアリ
マス、ソレカラ費用ノ負擔ニ付キマシテハ、
先程申上ガマシタヤウニ、地方費ノ負擔ハ
大體二百万圓程度デアリマス、而シテ是ハ

○田中邦治君 極メテ簡単ナ御答辯デ満足シマセヌ者デアリマスガ、委員會デト云フコトデアリマスカラ、萬一私委員ニナリマセヌケレバ、他ノ委員ノ方ニ依ッテ自分ノ質サント思フコトヲ質シタイト思ヒマスカラ、之ヲ以チマシテ質問ヘ打切リマス

序デアリマスルガ、聯絡委員ノコトニ付テ只今モ御答辯ガアリマシテ、聯絡委員ヘ方面委員若クハ青年團員ト云フヤウナ者ヲ採用シテ、

大體二百万圓程度デアリマス、而シテ是ハ全體ノ費用カラ見マスト、大體經常費、臨時費ヲ合セマシテ、其割合ハ三分ノ一程度デアリマス、詳細ハ委員會ニ於テ十分御説明致シタマス、ソレカラ現在ノ議

○瀧澤七郎君登壇
○議長（小山松壽君）瀧澤七郎君

面委員ニシテ、其他の者ニ使用スルモノニ
トニナリマスト、極メテ少額ナル手當ニ依ツ
テ、是等ノ人ノ活動ヲ望ム者デアリマス、

業紹介所ニ使ハレテ居リマス職員ニ付キマシテモ、先程申上ゲマシタヤウニ、御話ノ通リニ此仕事ハ必シモ學問デアルトカ云フ

此第一條ニアルガ如ク、勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲ニ、政府ガ此事業ヲ行フコトニナツタト云フコトヘ、我國職業紹介事業ニ一大劃期ヲ來スモノト私ハ信ズルノデアリ

居リマスガ、方面委員ノ名ガ欲シサニ甘ンジテ其職責ニ就キマスガ、實際ニ其役目ヲ

點ガ重點デハナイノデアリマシテ、地方ニ接觸致シマシテ、熱心ニ親切ニ扱フベキ人間ヲ採用スル考デアリマスカラ、御話ノヤウナ意味未だ於キマシテ、現在ノ職員ヲ採用

一大割期ヲ來スモノト私ハ信ズルノデアリ
マス、是ハ職業紹介事業ノ發達過程ニ於キ
マスル當然ノコトデアリマセウガ、私思フ
ニ昨春來ノ生産擴充問題、及ビ日支事變ニ
因ツテ一層之ヲ強化シナケレバナラナクナツ
テ、今日提案サレタノデアルト思フノデア
リマス、サウシテ本事業ノ目的デアリマス

官報號外

之ヲ以テ十分ニ此事業ヲ遂行スルコトガ出来ノデアリマスルカ、之ヲ御伺致シマス、此費用ヲ全部國家ノ負擔トスルト云フコトニ付テハ、私モ其意見ノ持主デアリマスルガ、更ニ此際御伺致シテ置キマスルノハ、東京市ノ如キハ日露戰爭後、即チ明治四年ノ不況ニ際シテ職業紹介所ヲ設立致シマシタガ、之ニ從事シテ居る者モ今日ニ至テハ隨分古イノデアリマス、尙ホ又東京市ノ如キハ紹介所設立ニ當ッテ、二分ノ一ノ補助金ヲ受ケテ居リマシテ、其時ノ借金ハ今政府ニ返シツ、アルノデアリマスルガ、此紹介所ヲ國營ニセラレタ場合ニ、此借金ハ其儘政府デ御引取下サルモノデアルカ如何カト云フコトヲ御伺スルノデアリマス只今前質問者ハ皆口ヲ揃ヘテ、特別任用ノ途ヲ開イテ、職業紹介ノ運營ヲ圓滑ニセヨト云フコトデ、私モ此點同感デアリマスルガ、更ニ此際雲ノ上人ニ近イ厚生大臣ニ、何故ニ官吏、役人ガ斯ウ云フ仕事ノ世話をスルコトニ不適當デアルカト云フコトヲ、一言申上ゲテ御参考ニ供シタイト思フノデアリマス、我國ノ役人、官僚ト申シマセウカ、是等ハ今日概不親ノ財産ニ依ツテ大學ニ入ツテ勉強ヲシテ、官吏ノ試験ヲ受ケテ、ソレカラ月給ヲ貰ッテ、段々經上ツテ行ツテ、尙ホ役人ハ丁度八階ノ窓カラ屋根ノ上ヲ見テ、妻ヲ貰フニモ親ノ厄介ニナラナケレバナラナイト云フ者ガ此役人デアリマス、是等ノ役人ハ丁度八階ノ窓カラ屋根ノ上ヲ見テ、社會ヲ見テ居ルノダ、屋根裏ノ事情ヲ知ラズ、所謂基礎工事ナドハ何モ知ラナイ人達ガ、此仕事ヲヤッテ居ルノデアルカラ、圓滑

ナル紹介事業ナドニハ、最モ適シナイモノデアルト云フコトヲ私ハ申上ゲルノデアリマス、而シテ更ニ今日此機會ニ於テ一言申上ダマスレバ、只今ノヤウナ人達ハ、本當ニ溫室デ作ツタ葡萄ノヤウナモノデ、見タ所ハ宜イガ、嚙ミ締メテ味ガナイ、或ハ人工孵化ノ金魚ノヤウナモノデ、食用ニハナラナイ、是ガ役人ナノダ、是ガ官僚ナノダ(拍手)今日之ヲ眞似シヨウト我國ノ官僚ハ考ヘテ居ルノダガ、例ヘバ黒「シャツ」黨ノ「ムツソリー」ニ致シマシテモ、身ヲ貧家ヨリ起シテ天下ノ宰相トナツタ、指導者「ヒットラー」ニ於キマシテモ、アノ十六歳ニ孤兒トナツテ以來、孤軍奮闘今日ノ地位ヲ得タ、之ヲ我ガ日本ニ比べテ見タナラバ、先づ太閤秀吉ガ少年ノ頃、一箇年百何十箇所ノ家ニ奉公ヲシクト云フコトガ、太閤秀吉ニナツテカラ天下ノ政治ヲ執ル時ニ、其行フ所ガ、今日「ヒットラー」ガ行ヒ、「ムツソリーニ」ノ行フヤウニ、吾々民衆ノ琴線ニ觸レテ來ルカラ、此人ガ大偉人トナルノデアリマス、之ヲ夢ミテ日本ガ此眞似ラシタナント云フコトガ、金魚ヤ溫室ノ果物ニ出來ルモノデハナイト云フコトヲ、先以テ御参考ニ申上ゲテ置キマス、是ガ即チ私共ハ特別任用ニ當ツテ、本當ニ心カラ考ヘテ戴キタイト云フコトデアリマス。

云フコトヲ伺シテ置キタインデアリマス
次ニ政府ニ於キマシテハ職業ノ輔導機關ヲ以テ熟練工ヲ
ヲ設ケラレルト云フコトデアリマスルガ、
之ニ對シテハドウ云フ方法ヲ以テ爲サイマ
スカ、本當ニ職業輔導機關ヲ以テ熟練工ヲ
養成スルガ如キコトヲ考ヘテ居ラッシャル
ナラバ、五箇月ヤ六箇月デ熟練工ヲ得ルガ
如キハ絶對出來難イコトデアルガ、職業輔
導ノ方針、精神ヲ伺ヒタイノデアリマス、
ソレニ關シテ私ガ御参考マデニ申上ゲテ置
キマスルコトハ、我國デ古來親方徒弟ノ制
度ガ長ク存立シテ居マシタガ、一朝工場
法ノ施行ニ依リマシテ、此制度ヲ破壊セラ
レマシタケレドモ、之ニ代ルベキ何等ノ方
法ヲ以テセラレナカツタ結果、今日産業擴充
ノ上ニ付テ中堅トナル本當ノ熟練工ヲ得ル
コトガ困難デアルト云フコトヲ御認メニナ
リマスルカ、御認メニナリマシタナラバ、
此制度ニ對シテドウ云フ考ヲ持ッテ居ラッシ
ヤルカト云フコトヲ御伺致スノデアリマス、
今日英吉利ニ於キマシテモ、勞働者ノ徒弟
制度ニハ思ヲ深ク致シテ、是ハ傳統的ニ、
例へバ約束ヲシテ仕事ヲ見習ニ入ツテ中途
ニ出外者ハ、如何ニ其人ハ技倅ガアリマシ
テモ、何處ノ工場へ行ツテモ職工トシテ働キ
マセヌデ、單ニ賃銀ノ安イ働キ手トシテ使ツ
テ居リマス、最近亞米利加ニ於キマシテモ、
鑄物協會ニ於キマシテハ、四年間ノ制度ヲ
以テ徒弟修養ノ機關ヲ作ツテ居ル、是等ニ對
シテ職業補導ノ上カラ見テ、厚生大臣ハド
ンナ風ノ考ヲ持ツテ居ラッシャルカト云フコ

更ニ先程傷病兵ノ歸還後ノ教育機關ニ付テノ考ヘ方ヲ、世耕君ヨリ御聽ニナリ、大臣ヨリ御答辯ガアリマシテ、追加豫算デ幾分ノ費用ヲ取ルト云フ御話デアリマスガ、世耕サンノ御話ニモアリマシタケレドモ、戰後獨逸ニ於キマンシテハ、命令ヲ以テ百人ノ工場ニ對シテハ廢兵四人ヲ、即チ二十五人ニ對シテ一人ノ廢兵ヲ使フコトヲ強制命令ヲシテ使ハセクカラ、其工場ノ門衛ノ如キハ、多クハ片腕ガナイ者ガ之ニ加ヘテ居ツタノデアリマス、又只今ドウ云フ考ヲ以テ追加豫算ヲ御取リニナツテ、指導獎勵セラレルカ知レマセヌケレドモ、戰後獨逸ニ於ケル兩眼ヲ失シタ者百四十四人、「シーメンス」——我國ニ於テハ特ニ有名ニナツタ、アノ「シーメンス」ノ工場ニ於テハ、工場自身ガ之ヲ教育ヲ致シマシテ、全國ノ工場ニ配付致シマシタ、「シーメンス」工場ダケデモ盲人ヲ四十人カラ使用致シマシテ、而モ一人ノ盲人ガ三臺ノ「ボール」盤ヲ使ツテ居ル、之ニ對シテ電車ヲ無賃ニスルトカ、或ハソレニ對シテ尙ホ盲人ノ教育バカリデハアリマセヌ、「セパード」種ノ犬ヲ飼ヒマシテ道案内ヲスルト云フ位ニ徹底シテ居ル、而モ其費用ハ國庫負擔ニアラズシテ、會社ニ負擔セシメテ、其教育ヲ行ハシメタト云フコトガアル、之ニ對シテ只今豫算ヲ御取リニナルト云フガ、是等ノ教育ニ關シテハ眞ニドウ云フ考ヲ持ツテ居ルカト云フコトヲ御伺致スノデアリマス、桂庵、口入業ニ對シテハ、前質問者ノ御意見ニ同感デアリ

事シテ居ル者ヲ國ノ紹介所ニ使フト云フコト、ソレニ對シテ大臣ヨリ御趣旨ヲ諒トスルト云フ御話ガアツテ、必ズ私ハ使ツテ戴クモノナリト信ジテハ居リマスガ、尙ホ啻ニ使ツテ貰フダケデハ困ル場合ガアリマス、只今申上ゲマシタ通り、東京市ノ如キハ四年カラ此事業ヲ致シテ居リマス、長イ間其職員デ居リマス、將ニ恩給年限ニ達セんタル前ニ、若シ此職ヲ失フコトガアリマシタナラバ、單ニ使ツテ貰フト云フバカリデハアリマセヌデ、此恩給年限ニ達シヨウト云フ人達ニ對シテモ、相當ノ考ヲ以テ使ツテ戴カナケレバナリマセヌガ、是等ニ對スル御考ヲ承リタイト思ヒマス、以上ノ點ニ付キマシテ懇切丁寧ノ御答辯ヲ承リタイノデアリマス(拍手)

算ノ爲デハナイノデアリマシテ、從來トモ
七百ノ中ニハ、可ナリ地方的ニ既ニ活動ヲ
致シテ居ラナイ部分モアリマス、ソレ等ノ
點、其他交通機關等ノ關係モアリマスノデ、
本案ヲ作成致シマスルニ付テハ相當地方ノ
實情等ヲ調査致シマシテ、四百ニ決定致シ
タ次第ナノデアリマス、ソレカラ中央ノ機
關ガナイノデ不十分デハナイカト云フ御尋
デアツクト存ジマスルガ、此點ハ今後此機能
ヲ強化致シマシテ參リマスル場合ニ、當然
連絡機關ト致シマシテハ、現在ノ狀況デハ
私ハ不十分デアルカトモ考ヘテ居リマスガ、
是ハ將來ノ問題トシテ十分考究致シタイト
考ヘテ居リマス、ソレカラ市町村ノ職業紹
介所ノ建築起債ノ未償還ニ對シテ、國ニ於
テ引受ケルカドウカト云フ御尋デアリマス
ガ、此點ハ既ニ二分ノ一ノ補助ヲ致シテ居
リマス關係モアリマシテ、今日トシテハ成
ベク無償提供ヲ希望シテ居ル次第デアリマ
ス、ソレカラ此職業紹介所ガ國營トナリマ
スニ付キマシテハ、職業ヲ斡旋致シマスル
場合ニ、勞働條件等ヲ變革サセルト云フヤ
ウナコトハナイカト云フ御尋デアリマスガ、
左様ナ意味ニ於テハ之ヲ運用致サナイデ、オ
互ニ求職者モ求人者モ自由ナル立場ニ於テ、互
ノ利益ヲ求メルト云フコトニ重點ヲ置イテ居
リマスノデ、職業紹介所ガ自ラ勞働條件ニ付テ
註文ヲ付ケル、或ハ之ヲ變革スルト云フヤウナ
點ハ考ヘテ居リマセヌ、ソレカラ補導機關ノ點
若干極メテ輕微ナモノヲヤツテ居リマス、是

能ヲ發揮シタイト思ヒマスルガ、只今直チニ熟練工ノ養成ト云フ所マデ行キ得ナイデアラウト考ヘテ居リマス、ソレカラ徒弟ノ制度ニ對シマシテノ御考ハ、御尤デアリマシテ、我國モ亦此徒弟ノ保護ノ點ハ、可ナリ閑却サレテ居ルヤウニ考ヘマス、而シテ此點ハ重要ナ事柄デアリマスカラ、今後トモ十分研究致シテ、善處シタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ現在ノ職員ハ勿論是ヘ大體先程カラ御答申シマシタヤウニ、特別ノ事情ノナイ限リニハ引受ケルノデアリマスガ、尙ホ御話ノ通り既ニ相當ノ年月ヲ經テ居リマシテ、恩給等ノ問題モ或ル一部分ニアルコトハ、承知致シテ居ルノデアリマス、シタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ最後ニ是等ノ點ニ付キマシテハ、折角ソレ等ノ者ニ不利益ヲ與ヘナイヤウニ、十分ニ考究致シト云フ問題ニ付テ滴確ナル方策ヲ持ッテ居リマセスガ、慎重ニ考究致シタイト考ヘテマスガ、此點ハ今日ノ所デハ、マダ強制雇傭ト云フ問題ニ付テ滴確ナル方策ヲ持ッテ居リマス、尙ホ先程中シマシタ豫算ノ内容ハ、此病院ニ入ッテ居リマス者ノ職業ノ指導ヲ致ス者ヲ派遣シ、或ヘ精神的ニ是等ヲ補導致シマスヤウナ人ヲ充員致シマシテ、是等ノ相談ニ應ジ、又慰安ニ當ラセルト云フコトヲ只今考ヘテ居リマス、尙ホ十三年一度ノ豫算ニ於キマシテハ、更ニ傷痍軍人其他ルトカ、或ヘ療養所デアルトカト云フヤウナ點ニ付キマシテモ計畫致シテ、目下是ガ

豫算ニ付テハ、提案ノ準備ヲ致シテ居ル狀況デゴザイマス(拍手)
○瀧澤七郎君 簡單デアリマスルカラ此席カラ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
○瀧澤七郎君 只今厚生大臣ノ御答辯ヘ、殆ド全部調査研究ト云フコトデ、マア大臣ニハ今日マデ深イ御研究ガナイヤウニ思ヒマスカラ、此點ハ委員會ニ譲リマスガ、一
點此場合ニ申上げテ置キマスルコトハ、二
分ノ一ノ補助金ヲ受ケタカラ、後ハ無償提供ト云フコトヲ考ヘテ居ルト云フコトデア
ルガ、私共ハ絶對ニ、是等ヲ國ガ取上げル
ノデアリマスルカラ、借金ト共ニ只今ノ市
營紹介所ノ資產負債ヲ、全部厚生省職業紹
介所ニ移シテ貰ヒタイト云フコトヲ強ク申
上げテ、此質問ヲ打切りマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 川村保太郎君
○川村保太郎君 登壇

○川村保太郎君 職業紹介所ノ國營ノ問題ニ付キマシテハ、私共ノ多年ノ主張デアリマス、隨テ私ハ此問題ニ付テ敢テ異議ヲ唱ヘル譯デヘナインデゴザイマスガ、私共數年來職業紹介所ノ國營ヲ主張シテ參リマジタノハ、主トシテ失業對策ノ爲ニ紹介所ヲ國營ニスベシト云フコトヲ、主張シテ參ッタノデアリマス、今度ハ紹介所ガ國營ニナルノデ、是ハ結構ナヤウデアリマスケレドモ、今日ハ勞働市場ノ情勢ガ全然一變シテ居ル、失業者ノ爲ノ對策ト云フヨリモ、先程大臣カラモ御説明ガアリマシタヤウニ、寧ロ時局關係ノ生產力擴充ノ爲ニ、所謂勞働力ヲ

充足シヨウト云フ目的ノ爲ニ、今度ハ國營ニナルノデアリマス、私ヘソレデアルガ
爲ニ異議ヲ唱ヘル譯デハゴザイマセヌガ、
一種ノ皮肉ヲ感ズル、但シ今日ハ軍需產業
ノ生産力充實ト云フコトハ、國策上是へ絶
對ニ必要デゴザイマスカラ、是ハ是非ヤッテ
戴カナケレバナラヌノデアリマスガ、私ハ
ソレニ關聯致シマシテ、左ノ五點ニ付テ御
伺ヒシタイト考ヘマス

前以テ御断り致シテ置キマスガ、前ノ
質問者ト、多クノ點ニ於テ私ハ見解ヲ異
ニスルノデ、反対ノ意見ヲ有スルコトハ
私ハ甚ダ遺憾デゴザイマスガ、先づ第一ニ
私ハ職業紹介所ノ運営ニ付テ大臣ニ御伺
ヒシタイ、先程ノ答辯ノ中ニハ、私ハ甚
ダ不満トスル所モアルノデアリマスガ、
申ス迄モナク今度ノ國營ハ、勞働力ノ充
足ノ爲ニ各市町村ニ聯絡委員ヲ置イテ、所
謂人ヲ集メヨウト云フ譯デアリマス、言
葉ヲ換ヘテ申シマスナラバ、求職者ノ開拓
網ヲ完備シヨウト云フノガ、一つノ眼目デ
アリマス、勞働力充足ノ爲ニ、勿論必要デ
アリマスガ、私ハソレニ付テハ是非一ツ
御考ヲ願ハナケレバナラヌ點ガアル、ソレ
ハドウ云フ點カト申シマスルト、紹介所デ
紹介スル場合ニハ、第一ニ此勞働條件ノ適
正ヲ期シテ貫ヘナケレバナラスト私ハ考ヘ
ツノ勞働市場デアリマス、若シ勞働者ノ數方
足ラナイカラト云フノデ、自然ニ勞働條件ガ
向上シテ、サウシテ自然ニ農村ノ人ヲ誘致
スルト云フナラバ、是ハ自由デアリマス、

所謂此自由取引ノ形ニナッテ、一ツノ自然ノ形ト云フモノガ、ソコニ生ジテ來ルノニアリマスガ、ソレヲ量ラナイデ、聯絡委員ヲ置イテ、ドン／＼人ヲ集メルト云フ風ナコレバ、公平デナイト考ヘル、申ス迄モゴザイマセヌガ、勞働力ヘ、只今委員會デ問題ニナッテ居リマスル電力ト同ジデアリマシテ、「ストック」ノ出來ナイモノデアリマス、殊ニ勞働者ハ常ニ貧乏デアリマス、否デモ應デモドンナ惡イ條件ニデモ應ジナケレバナラヌ、勞働力ハ「ストック」ガ出來ナイカラ、隨テ授賣ヲシナケレバナラヌ、況ヤ自分ハ貧乏ダカラ、ドンナ惡イ條件デモ甘ンジナケレバナラヌト云フヤウナ弱イ立場ニ置カレテ居ル、儲主ノ方ハ常ニ經濟的ニ有利ナ地位ヲ占メテ居ル、ダカラ今日ノ條件其モノハ、決シテ公正ナモノデヘナイ、況ヤ今度ノハ聯絡委員ヲ置イテ、澤山ナ勞働者ヲ農村カラ集メ來ルト云フコトニナリマスレバ、勢ヒ勞働條件ヲ低下サセルカ、若クハ低下サセナクテモ、勞働條件ノ向上ヲ阻礙スルコトハ明デアリマス、私ハ紹介所ヲ國營ニスルト云フナラバ、此間ニ立ツテ適正ナル條件ヲ設定スルヤウニ努力スルト云フノデナケレバ、紹介所國營ノ意義ヲ成サヌト私ハ考ヘル（拍手）此點デハ勞働者ト儲主トノ間ノ自由取引ニ委セテ置クコトノ強者、ソレヲ自由取引ニ委セテ置クト云

ト對等デ幕ヲ打タセルノト同シテアリマシテ、勝負ニハナラナイ、サウ云フ自由取引ハ百害アツテ一利ナシト私ハ考ヘル、此點ニ付テ先程大臣カラ御答辯ハアリマシタケレドモ、尙ホ一ツ御一考ヲ煩シタイト私ハ考ヘル
モウ一つ是非トモ御考慮ヲ願ハナケレバナラヌト思ヒマスコトハ、紹介シテカラ後ニ尙且ソゾレ等ノ人達ニ付テノ保護ノ問題ニ付テ、御考ヲ願ハナクテハナラヌト私ハ考ヘル、申上ゲル迄モゴザイマセヌガ、労働力ハ他ノ商品ト異リ、労働者ノ肉體ト引離シテ考ヘルコトノ出來ナイ問題デアル、只今問題ニナツテ居リマスル電力ハ、發電所ガ山ノ中ニアリマシテモ、電力ダケ都會デ賣ルコトガ出來ル、ケレドモ労働力ハサウデハナイ、労働者ノ體ヲ現場ニ持ッテ行カナケレバナラヌ、ソコデ今度ハ聯絡委員ヲ作ッテ、ドン／＼人ヲ集メテ來テ紹介シヨウト云フノアリマスガ、若シ此間ニ十分ナル御考慮ヲ煩スノデナケレバ、今度ハ恰度國營紹介所ガ會社ノ募集員ノ代リヲ無料デヤルノト同じコトニナル（拍手）サウ云フ風ナコトデ恐ラク聯絡委員ヘドンナ所デ仕事ヲスルノカ、ドンナ所デドンナ條件デ働クノカ分ラナイ人ガ、農村ニ於テ人ヲ集メ、サウシテ盲目ノ儘都會ニ連レテ來テ、斯ウ云フ條件デ此處デ働ケト云フ風ニ、無理ニ強制サレルト云フヤウナコトニアリマスナラベ、先程申上ゲマシタヤウニ此紹介機關ガ、恰度會社ノ惡辣ナ募集員ノ代理ヲヤルノト

異ラヌト云フ風ナコトニナルノデアル、私
ヘ此點ニ付テ一ツ特ニ御考慮ヲ願ヒタイ
ト考ヘル、紹介シテカラ後ニモ、十分ニ
ソレ等ノ労働者ノ保護ノ問題ニ付テハ、
考ヘナクテハナラヌト思フ、私ノ知ツテ居
リマス工場ニ斯ウ云フノガアル、名前ヲ申
上ゲテモ宜イノデアリマスガ、ソレハ遠慮
シテ置キマスケレドモ、労働者仲間デハ鬼
工場ト言ハレテ居ル、年中職工ヲ募集シテ
居ル、年中職業紹介所ヘ申込ンデ、人ヲ紹
介シテ貰ツテ居ルノデアリマスガ、使ヒ方
ガ酷ナ爲ニ、問題ニナラナイヤウナ悪イ條
件ヲ課スル爲ニ、ドン／＼罷メテ行ク、
幾ラ罷メテ行ツタッテは差支ガナイノデア
リマシテ、紹介所ハ無料ダカラ紹介所ニ頼
ンデ、ドン／＼人ヲ送ツテ貰ヒ、年中表ニ職
工募集ノ看板ヲ掛けテ居ル、ソウシテ入ッテ
來ル者ハ只今申シマシタヤウナ悪イ條件
デ、イヂメ出スト云フ風ナコトヲヤツテ居
ル、若シスウ云フヤウナモノガ、今後モ尙
且ツ跋扈スルト云フコトニナリマスナラバ、
是亦紹介所ヘ百害アツテ一利ナシト云フコ
トニナル、労働者仲間デハ之ヲ鬼工場ト稱
シテ居リマシテ、アレハ鬼工場ダカラ、ア、
云フ所ニ行カヌヤウニシロト言ツテ、オ互
ニ口カラ口ヘ傳ヘテ居ルノデアリマスガ、
紹介所ハヤヘリドン／＼其處ニ人ヲ送ツテ
居ル、斯ウ云フ風ナ鬼工場ノ手先ニナラナ
イヤウニ、一ツ御注意ヲ願ハナクテハナラ
ヌト私ハ考ヘル、労働條件ガ適正ヲ期シテ
居ルカドウカ、或ハ紹介後ニモ十分ナ保護
ヲ受ケテ居ルカドウカト云フ風ナコトハ、

バ、一番能ク分ル、紹介所カラ紹介サレタ
人ノ勤續年數ハ平均短イ、私ノ極ク狭イ範
圍ノ調査ニ依リマシテモ、平均五箇月シカ
勤メテハ居ラヌ、若シ是ガ個人紹介カ何カデ
アレバ、紹介シテ貰ッタ人ノ顔モアルモノダ
カラ、餘リ無理ナ使ヒ方ヲスルコトモ出来
ナイト云フ風ナコトニナリマシテ、大體滿
足スベキ條件ノ下ニ、勵クコトガ出来ルノ
デアリマスガ、紹介所ニハソレガ無イ爲ニ、
傭主ガ無理ナ使ヒ方ヲスルト云フコトニナ
リマシテ、永續シナイデ、ドンヽ＼寵メテ
行クヽ寵メテ行シタゞテ差支ハナイ、紹介所
ハ無料ダカラ幾ラ幾ラモ其處カラ紹介シテ貰ヘ
ルト云フコトニナリマシタナラバ、紹介所ノ存
在ガ却テ是ハ有害ナリト申サナケレバナラヌ
ト私ハ考ヘル(拍手)此點ニ於キマシテ果シテ紹
介後ニモ相當ナル保護ラシテヤル所ノ御考ガ
アルカドウカラ御伺シタイト私ハ考ヘル
其次ニハ臨時雇ノ問題デアリマス、御
承知ノ通り最近ヘ、臨時雇ト云フ風ナ
者ガ非常ニ殖エマシテ、是ハ傭主ノ立場
カラ申シマスナラバ、臨時雇ト云フ制度
モ、強チ之ヲ絶滅スル譯ニハ行クマイト思
ト思ヒマスカラ、私ハ之ヲ全然禁止セヨト
ヘ申シマセヌガ、併シ今日ハ此制度ガ段々
悪用サレマシテ、到ル處臨時職工デ氾濫シ
テ居ルト云フ狀態デアリマス、御承知ノ通
ヘ臨時デナク常傭ト云フコトニナリマスト、
寵メサス時ニハ退職手當モヤラナケレバナ

ラヌ、色々労働者保護ノ問題が生ジテ參リマスカラ、名前ハ臨時雇デ、事實上ニ於テマスト、百ノ勞働立法ガ出來テモ、是ハ晝期間使ツテ居ルト云フ風ナ例ガ、是ハ隨分アルノデアリマス、斯ウ云フコトニナッテ參リ因ノ一ツハ、此臨時雇制度デアル、私共ノ熟知ヅテ居ル範圍ニ於キマシテモ、多クノ熟練職工デ失業シテ居ル者ガアル、數年前ニ失業シタノデアルカラ、今日デハ何等カノ生活手段ヲ得テ居ルノデアリマスガ、是等ノ者ニ、モウ一度工場ニ歸レト言ツテモ、此點ヲ改善スルニアラズンバ、國策ノ線ニ沿ウタ本當ノ生産力ノ充實ハ出來ナイト考ヘル、其點カラ職業紹介所ヲ國營ニ爲サルノハ結構デアリマスガ、ソレト關聯シテ、臨時雇ノ制度ニ何等カノ制限ヲ加ヘル御考ハナイカドウカ、少クトモ一定ノ期間ヲ決メテ、ソレ以上引續イテ使ツテ居ル場合ハ形式ハ臨時デアツテモ、ヤハリ相當ナ保護立法ヲ、適用スルト云フヤウナ制度ヲ設ケルノデナケレバ此問題ハ解決シナイト私ハ考ヘル、其點ニ於キマスル臨時雇ノ問題ニ付テ、厚生大臣ハ如何ナル御考ヲ持ツテ居ラレルカラ御伺シタイト私ハ考ヘルモウ一ツハ日傭人夫、是モ臨時雇ト同ジデアリマシテ、御承知ノ通り供給人夫ト申

入レテ居ル、是ハ所謂夫供給業者ト云フ者ガ人ヲ入レルノデアリマスガ、甚シイ場合ニハ人夫供給業者デナクテモ、ヤヘリ今シテ同一ノ工場ニ、毎日人ヲ送ツテ居ルト云フ例ガ澤山アル、私ハ是非ハ一ツ御止メラ願ヒタイト考ヘル、一體吾々ノ常識ニ依レバ、千人ノ人間ノ働イテ居ル機械工場ニ於テ、五百人以上ガ人夫ダト云フヤウナ箇棒ナ話ハアリ得ナイ、而モ今日ハサウ云フ風ナ所ガ澤山アル、旋盤ヲ使シタリ、鍛ヲ使シタリスル立派ナ熟練職工ヲ、日傭人夫ノ形ズデ、或ハ勞務供給業者カラ、或ハ公營職業紹介所カラ人ヲ送ツテ貰ッテ、使ツテ居ルト云フ例ガ澤山アルノデアリマス、斯ウ云フコトガ若シ増長サレテ行クナラバ、紹介所ノ運營ヲ誤ツテ、是カラ先モ斯ウ云フコトヲヤツテ行クト云フナラバ、是亦私ハ紹介所ノ國體厚生大臣ハ、如何ナル御考ヲ持ツテ御居デニナルカ、私ハ御伺シタイト考ヘル

シヨウト云フノハ結構デアリマスガ、一體
此次ニ戰爭ガ濟ンデ不景氣ガ來テ、戰時產
業ハ閉鎖シナケレバナラヌ、事業ハ停止シ
ナケレバナラヌ、戰線カラハドン／＼歸ツテ
來ルト云フ譯デ、再ビ失業問題ガ激化致シ
テ參リマシタ際ニ、一體其際ノ對策ヲ如何
ニ御考ニナツテ居ルノカト云フコトヲ御尋
シタイト思フ、集メルダケヘ集メルガ、今
度ハ散ズル所ノ手段ヲ持ツテ居ラヌ、集メル
ダケヘ集メルガ、失業シタ時ニハ捨テ、置
クト云フノデヘ、私ハ國民ニ對シテ極メテ
無責任ナヤリ方ダト言ハザルヲ得ナイト思
フ(拍手)散ズル時ノ對策ヲ持ツテ居ルノカド
ウカ、私ハ此點ハ是非共ツ此職業紹介ノ
國營ニ關聯シテ、失業保險ヲ作ツテ貰ハナケ
レバナラヌト考ヘル、先程世耕君ノ御質問
ノ中ニ、失業保險ハ外國ニ於テ失敗シテ居
ルト云フヤウナ御話ガゴザイマシタガ、例
へバ英國デ失敗シタト云フノハ、ソレニハ
理由ガアル、御承知ノ通リ英國デ失業保險
ガ最初出來タノハ千九百十六年、併シ其時
ハ極ク少數ノ軍需工業ノ熟練職工ダケヲ保
險ニ入レテ居タ、而シテ本當ニ之ヲ擴大シ
テ、一般労働者ニ失業保險ヲ適用スルコト
ニナツタノハ千九百二十年デアリマス、即チ
失業者カ氾濫スルヤウニナツテカラ、遽ニ失
業保險ヲ適用シタノデアリマスカラ、是ハ
旨ク行カナイノガ當然デアリマス(拍手)千
九百十六年ニ、多クノ労働者ガ皆就職シテ
居ル際ニ、之ヲ失業保險ニ入レテ置ケバ、
莫大ナル積立金が出來ルベキデアッタノデ

アリマス、ソレヲナライデ、失業者ガ氾濫シテ來テカラ失業保険ヲ作ツタノニアリ
マスカラ、是ハ死ニ掛ッテ居ル人ヲ生命保
險ニ入レタト同ジデアル（拍手）此例ヲ持ツテ
シキモノデアルト思フ、寧ロ失業保険ヲヤ
ルナラバ、今日ガ絶好ノ「チヤンス」デアル
（拍手）失業者ノ非常ニ少イ今日、失業保
險ヘ入レテ、サウシテ此好況時代ニ相當ナ積
立金ヲ積シテ置クナラバ、私ハ次ニ不況ガ
來タ所デ決シテ困ラヌト思フ、之ヲ考ヘナ
イデ、英國ナドエ戦争ガ濟シテ失業者ガ氾
濫シテ來テカラ失業保険ヲ作ツテ、澤山ナ國
費ヲ使ッタ案ガ失敗ダカラト云フコトハ、是
ハ私ハ誤レルノ甚シキモノダト考ヘル、其
點カラ申上ゲマシテ、私ハ失業保険ハ是非
共作ツテ貰ハナケレバナラヌト思フ、若シ作
ルナラバ、今日ガ絶好ノ「チヤンス」ダト云
フ風ニ考ヘマスガ、此點ニ付テ厚生大臣ハ
如何ナル御考ヲ持ツテオ居ニナルカト云
フコトヲ御伺シタイト私ハ考ヘル

大變化ヲ來スト云フ風ナコトニナリマスナラバ、是ハ用意ナクシテ戰爭ニ入ルヨリモ、尙ほ危險ダト言ハレテ居ルノデアリマス、私ハ此點ニ付キマシテモ、是等ノ人達ガ歸ツテ來テ——今日命ヲ捧ゲテ戰爭ニ行ツテ居ル人達ガ歸ツテ來テ、其仕事ニ困ルト云フヤウナコトニナリマスナラバ、吾々ハ同胞ニ對シテモ申譯ガナイ話デアリマス、是等ニ付テ一體如何ナル對策ヲ持ツテオ居居ニナルカ、今日勿論職業保障法ト云フモノガゴザイマス、職業保障法ハゴザイマスケレドモ、是ハ一つノ道徳法デアリマシテ、傭主ガソレヲ守ラナイカラト云ツテ、之ニ對シテハ制裁ガナイ、元働イテ居ツク所デ假ニ使ハナクテモ、之ニ對シテ制裁ガナイト云フ風ナコトニナツテ居リマスカラ、果シテ是が旨ク行クカドウカ分リマセヌ、職業保障法ノ適用ハ、御承知ノ通り五十人以上ノ工場ト云フコトニナツテ居リマシテ、大部分ノ人ハ適用ヲ受ケルコトガ出來ナイコトニナルノデアリマスガ、第一ソレ等ノ點ニ付テ此際如何ナル對策ヲ持ツテオ居ニナルカ(拍手)私ハ之ヲ強制的ニ使ハシメルコトニスルコトガ、最モ必要デアルト思フ、サウシテ又前ノ質問者カラモ御話ガアリマシタヤウニ、假ニソレ等ノ人ガ片輪ニナツテ居ツテモ、何等カノ方法ヲ以テ之ヲ使ハシメルト云フコトモ、勿論必要ダト思ヒマスガ、反對ニソレ等ノ人ヲ雇傭スル爲ニ、今迄働くテ居ツタ人ヲ今度ハ解雇スルト云フ問題モ亦起ツテ來ル譯デアリマス、私ハ此解雇ノ問

アルノデハナイカト云フ風ニ考ヘマスノ
デ、是等ノ點ニ付テ對策ガアルナラバ、是
非トモ一ツ御伺致シタイト考ヘル

モウ一ツ御伺致シタイト思ヒマスコト
ハ、營利職業紹介業者ノ問題デアリマス、是
モ私ハ遺憾ナガラ多クノ前ノ質問者ト意見
ヲ異ニスルノデアリマス、私ハ此營利職業
紹介事業ハ禁止シテ貴ヒタイト思フ、今壓
迫スル虞ハナイカト云フ風ナ御話ガアリマ
シタガ、私ハ營利職業紹介業者ハ遠慮ナク
禁ズルガ宜シイト思フ、ソレヲ單ニ壓迫ス
ルバカリデナク、出來ルナラバ之ヲ禁止シ
テ宜シイト私ハ考ヘル（拍手）營利ノ目的ヲ
以テ仕事ヲ紹介ヲシテ居ル者ガ、今日如何ナ
ルコトヲヤシテ居ルカ、多クノ弊害ヲ賄シテ
居ルコトハ、前ノ質問者モ御認メニナッタ
通リデアリマス、私ハ此問題ニ付キマシテハ、
多クノ例ヲ舉ゲルコトガ出來ルノデアリマス
ガ、ソレハ申上ゲル必要ハナイト思ヒマス
シ、成ベク簡単ニ致シタイト思ヒマスカラ略
シテ置キマスガ、唯先程厚生大臣カラ、特
殊ノ職業ノ紹介ニ付テハ之ヲ民間ニ委シテ
置クコトガ、或ル場合ニハ適當ト考ヘルト
云フ御話ガアリマシタガ、是ハ多分藝娼妓、
酌婦ノ紹介ト云フモノハ、是ハ國營紹介所
デヤル譯ニハ行カヌ、ダカラ是ハ民間ニ委
禁止シテモ宜シイト考ヘル、無理ニサウ云
ナニモ國營デヤル必要ハナイデハナイカ、國
營デヤラナイデ宜ビカリデナク、民間ノ方ニ委
シテ置カウト云フ御趣旨グラウト考ヘルガ、
非トモ一ツ御伺致シタイト考ヘル

ヤルト云フコトニナリマシタナラバ、マサカ國營ノ紹介所ニ藝娼妓ノ紹介ヲ頼ンデ來ル者ハアルマイ、私ハサウ云フ風ナ點カラ、ア、云フ風ナ職業ヲ漸次根絶セシメル爲ニモ、是非トモ營利職業紹介所ハ廢メタ方ガ宜シイト考ヘル（拍手）御承知ノ通り、會社ノ募集人ト稱スル者ガ農村ヘ參リマシテ、何モ分ラヌ者ヲ騙シテ隨分連レテ來ルト云フ例モ澤山アル、或ハ其他人夫ノ供給業者ナドニ致シマシテモ、殆ド本人ニ對シテ旨イ事ヅクメノコトヲ言ツテ連レテ來テ、金儲ケノ目的ニ使フ例モ隨分アルノデアリマス、私ハ是非トモ斯ウ云フモノハ寧ロ禁止シテ戴キタイト考ヘル（拍手）

シマシテモ、傭人ニ致シマシテモ、其爲ニ迷惑ヲ感ズルコト多大ナモノガアルト私ハ考ヘル、單ニ職業紹介ニハ限リマセヌガ、斯ウ云フ風ナ社會事業ニ對シテハ、之ヲ一ツノ天職ト考へテ、獻身的ニ此事業ニ從事スルヤウナ人が必要ナノデアリマス（拍手）敢テ是ハ學問ハ要ラヌノデアリマス、大學ヲ出テ居ルコトヲ必要トシマセヌ、問題ハ之ヲ天職ト考ヘテヤルト云フヤウナ人が必要ナノデアリマス、此點ニ付テモ是非トモ一ツ御考ヲ願ハナクテハナラスト私ハ考ヘル、私ハソレ等ノ點デ、所謂官僚化ヲ防止スル爲ニ、委員會制度ヲ設ケルト云フ風ナ御話モアルト思ヒマスガ、委員會ト云フ風ナモノガ出來タ所デ、私ハ多クノ期待ヲ持ツコトハ出來ナイ、外國ノ職業紹介委員會ハ實際ニ効イテ居リマスケレドモ、日本ノ職業紹介委員會ト云フ風ナモノガ假ニ出來マシタ所デ、是ハ有名無實デアリマス、今日マデニモ職業紹介委員ト云フ風ナモノガホンノ一年ニ一遍カソコラ形式的ナ委員會任命サレテ、勞働者側ハ或ハ資本家側カラ委員ガ任命サレテ居リマスケレドモ、是ハホンノ一年ニ一遍カソコラ形式的ナ委員會ヲ開クダケデアリマス、私ハコンナ事デハ何ニモナラヌト思フ、總テノ職業紹介所ニ委員ガ常任トシテ、本當ニ其事業ニ從事スルヤウニスルノデナケレバ、職業紹介委員會ノ意義ヲ成サナイト私ハ考ヘル（拍手）一體外國ノ委員會ハソレナノデアル、是ナドモ失業保險ガ出來レバ、ドウデモサウ云フ風ニ、常任ノ委員ト云フ風ナモノガ専屬デ居ツテ、色々世話ヲシナケレバナラヌト云フ

コトニナルノデアリマス、例ヘバ英國ニ於キマシテモ、佛蘭西ニ於キマシテモ、勞働條件ヲ設定スル上ニ於テ、或ハ紹介後ノソドウカト云フ風ナ判斷ヲスル上ニ於テ、此ノ職業紹介委員ト云フ風ナモノガ、重大ナ効キヲ爲シテ居ルノデアリマスガ、日本デハサウ云フ風ナ御考ハ毛頭ナイ、日本ノ委員會ト云フノハ、アレハ國際條約ノ關係上外國ノ眞似ヲシタモノニ過ギナイ、有名無實デアリマス、斯ウ云フ風ナコトデハ何等ノ意義ヲ成サヌト思ヒマスノデ、私ハ官僚化ヲ防止スル爲ニハ、是非トモ委員制度ヲ充實シナクテハナラヌ、常任ノ委員ヲ置イテ、サウンテ此事業ニ本當ニ常設的ニ協力セシメルヤウニスルノデナケレバ、意義ヲ成サヌト考ヘルノデアリマスガ、是等ノ點ニ付テ厚生大臣ハ如何ナル御考デアルカト云フコトヲ御伺シタイト考ヘルノデアリマス、私ノ質問ハ以上六點、是等ニ付テ出來得ルダケ親切ナル御答辯ヲ願ヘルナラバ、結構ダト思ヒマス(拍手)

員ハ求職者ト求人者ノ間ノ連絡ヲ圖ルノヲ
目的ト致シテ居ルノデアリマシテ、必シモ
地方カラ搔集メテ勞働市場ニ提供スルト云
フヤウナコトヲ、職能ト致スモノデハナイ
ノデアリマス、而シテ今回ノ法案ニ依リマ
シテ、中央及ビ各府縣ニハ職業紹介委員會
ヲ置キマシテ、民間ノ實情ヲ反映スルヤウ
ニ之ヲ運營致シテ、斯ノ如キ弊害ノナイコ
トヲ期シテ居ル次第アリマス、而シテ就
職後ニ於テ適當な保護ヲ與ヘルト云フ問題
ニ付キマシテモ、全ク御同感デアリマシテ、
此職業紹介所ガ出來マシテ、漸次機能ヲ發
揮致シマスルニ於テハ、労働者が就職致シ
マシタ後ニモ、此保護施設ヲ致シマスコト
ニ付テハ、其施設ヲ助長發達サセテ行キタ
イト考ヘテ居リマス、ソレカラ臨時雇、日
傭人夫等ノ制度ニ付キマシテ、實情ニ付テ
色々御話ガアリマシテ、悪用セラレテ居
ルカノ如キ御話ガアリマシタガ、斯ノ如キ
コトハ紹介所ガ國營トナリ、其機能ヲ發揮
致シマスレバ、十分注意致シマシテ、是正
シテ行キタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ
不況ノ對策ト致シマシテ、如何ナル策ヲ持
テ居ルカト云フ御尋デアリマシタガ、此點
ハ先程モ御答致シタト存ジマスガ、勿論不
況ニナリマシテ失業者ガ出テ參リマスル時
シ、適當ノ職業ニ就ケテ行キタイト考ヘテ
居リマスガ、失業保險制度ニ付キマシテハ、
救濟事業其他ノ實施ニ依リマシテ之ヲ救濟
我國ノ國情ニ鑑ミマシテ、尙ホ慎重ニ考慮

ヲ要スル點ガ少クナイト考ヘテ居リマスノデ、今後當局ト致シマシテモ、十分考究致シタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ復員對策ト致シマシテハ、先程モ御答致シマシタガ、現在ノ所強制雇傭ニ付テハ、尙ホ慎重考慮ヲ要スル點ガアリマスガ、差當リ入營者職業保障法ニ依リマシテ、之ヲ活用致シマシテ、從來ノ雇傭主等ニ勸誘ラシ、又公共團體其他ノ方面ニ付テハ、傷痍軍人等ノ採用等ニ付キマシテ、十分連絡ヲ取ッテ之ニ當リタイト考ヘテ居リマス、尙ホ保障法ニ付キマシテモ、今日現行ノ程度デヘ不十分ナ點モアリマスノデ、其點ハ目下關係方面ト研究ヲ致シテ居ル次第デアリマス、ソレカラ營利職業紹介所ヲ禁止シタ方ガ宜イデハナイカト云フ御話ガアリマシタガ、此點ハ先程モ御答致シマシタヤウニ、今日政府ト致シマシテハ、特別ノモノヲ扱ハセル點モアリマスシ、又從來長ク其仕事ニ當ツテ居リマシタ關係等ガアリマスノデ、先程御話致シマシタヤウニ、許可ニ依ツテ永續セセテ行ク考デ居リマス、ソレカラ職業紹介所ガ官僚化スルト云フ意味ニ於キマシテ、獻身的ニ天職トシテ之ニ當ルベキ人ヲ使ハナケレバナラヌデハナイカト云フ御尋デアリマシタガ、其點ハ先程來屢、申上ゲマスヤウニ、此紹介所ノ仕事ノ性質カラ申シマシテ、全く御同感デアリマス、是等ノ採用ニ付テハ、可ナリ自由ナ裁量ヲ用ヒテ人ヲ採用シテ行キタイト考ヘテ居リマス、尙ホ委員會ノ運用ガ兎角形式的ニ流レルト云フ御話デアリマシタガ、此點ハ十分注意致シマシテ、委

員會其モノニ依ツテ十分地方ノ實情等ヲ反映シテ、誤リナキヲ期シテ行キタイト考ヘ

テ居リマス(拍手)

○川村保太郎君 尚ホ色々御伺致シタイ點モアリマスガ、別ノ機會ニ譲リマシテ、私ハ之ヲ以テ打切りマス

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終局致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、社會事業法案外二件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第三ヲ繰上げ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 尚ホ色々御伺致シマシタ、日程第三、農業保險法案ノ第一讀會ヲ開キマス——農林大臣有馬賴寧君

第三 農業保險法案(政府提出)第一讀會
農業保險法

第一章 農業保險

ヲ得ズ

第一條 市農會又ハ町村農會ハ命令ノ定

ム所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケ風

水害其ノ他ノ災害ニ因リ會員ノ被ル農

作物ノ收穫上ノ損失及小作料ノ取得上

ノ損失ニ付共濟金ノ交付ヲ爲ス事業

(共濟事業)ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ共濟事業ヲ行フ市農

會又ハ町村農會ハ之ニ因リ會員ニ對シ

テ負フ共濟責任ニ付相互保險ヲ爲ス目

的ヲ以テ農業保險組合ヲ設立スルコトヲ得

共濟責任ノ保險ニ付セラルベキ共濟ノ目的タル農作物及小作料、共濟事故並

ニ共濟責任期間ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 農業保險組合ヲ設立スルコトヲ得

養蠶實行組合ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ前條第二項ノ規定ニ依

ル農業保險組合ノ設立者又ハ組合員タルコトヲ得

第三條 農業保險組合ハ法人トス

第四條 農業保險組合ノ區域ハ郡又ハ郡市ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ規定ニ於テ郡トアルハ北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長管轄區域ト

ス

第五條 農業保險組合ハ其ノ名稱中ニ農業保險組合ナル文字ヲ用フベシ

中ニ農業保險組合ナル文字ヲ用フルコ

六 保険料率

七 準備金ノ積立及管理ノ方法

八 共濟基金ニ關スル規定

九 剩餘金處分及不足金填補ノ方法

十 組合員タル資格ニ關スル規定

十一 組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定

十二 事業執行ニ關スル規定

十三 役員ニ關スル規定

十四 組合ガ公告ヲ爲ス方法

十五 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由ヲ得ズ

第六條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 農業保險組合ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

第八條 農業保險組合ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登錄稅ヲ課セズ

第九條 本法ニ依ル農業保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第十條 農業保險組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ區域ヲ定メ其ノ區域内ニ於テ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ノノ他必要ナル事項ヲ定メ理事及監事ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ創立總會ノ決議ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 農業保險組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

三 區域

四 事務所ノ所在地

第五條 農業保險組合ハ其ノ名稱中ニ農業保險組合ナル文字ヲ用フベシ

中ニ農業保險組合ナル文字ヲ用フルコ

第十四條 農業保險組合ノ設立アリタル前條ノ規定ニ依ル組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合ノ區域内ニ於テ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ組合員トス

トキハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 第十一條第一號乃至第三號、第十
四號及第十五號ニ掲タル事項

二 事務所

三 成立ノ年月日

四 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲タル事項中ニ變更ヲ生ジタ

ルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第十五條 農業保険組合ノ組合員ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ組合ノ行フ保険ニ付

セラルベキ第一條第三項ノ共濟ノ目的

及共濟事故ノ總テニ付共濟ヲ行フコトヲ

ヲ要ス

第十六條 農業保険組合ノ組合員タル市

農會又ハ町村農會及養蠶實行組合ハ其

ノ地區ガ重複スル場合ニ於テハ命令ノ

定ムル所ニ依リ同一地區内ノ同一ノ共

濟ノ目的ニ付重複シテ組合ノ保険ニ付

スルコトヲ得ズ

第十七條 農業保険組合ノ組合員ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共濟

ノ目的及共濟事故ニ付組織員ニ付スベシ

負フ共濟責任ノ總テヲ保険ニ付スベシ

組合ハ組合員ニ對シ正當ノ事由ナクシ

テ保険ノ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十八條 農業保険組合ノ組合員ハ定額

ノ保険料ヲ輸出スルコトヲ要ス

保険料及保険金額ニ關スル事項ハ命令

ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 農業保険組合ハ第一條第三項

ノ共濟ノ目的タル農作物及同項ノ共濟

ノ目的タル小作料ノ生ズル小作地ノ農

作物ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ

割合以上ノ被害アリタル場合ニ限り其

ノ被害程度ニ應ジテ定メタル保険金ヲ

組合員ニ對シ支拂フモノトス

第二十條 農業保険組合ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ保険金ノ支拂ニ不足ヲ生ズル

トキハ保険金額ヲ削減スルコトヲ得

第二十一條 農業保険組合ノ組合員ハ組

合ニ麟出スベキ保険料ニ付相殺ヲ以テ

組合ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十二條 農業保険組合ノ組合員保険

料ノ拂込ヲ遲滯シタルトキハ組合ハ其

ノ遲滯期間中ニ生ジタル事故ニ對シテ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険金ノ全部

又ハ一部ニ付支拂ノ責ヲ免ルルコトヲ

得

第二十三條 農業保険組合ノ組合員ハ命

令ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共

濟ノ目的ニ付重複シテ組合ノ保険ニ付

スルコトヲ得ズ

第十七條 農業保険組合ノ組合員ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共濟

ノ目的ニ付重複シテ組合ノ保険ニ付スベシ

ノ地區ガ重複スル場合ニ於テハ命令ノ

定ムル所ニ依リ同一地区内ノ同一ノ共

濟ノ目的ニ付重複シテ組合ノ保険ニ付

スルコトヲ得ズ

第十七條 農業保険組合ノ組合員ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ第一條第三項ノ共濟

ノ目的ニ付重複シテ組合ノ保険ニ付スベシ

ノ地区又ハ町村農會及養蠶實行組合ハ其

ノ地區ガ重複スル場合ニ於テハ命令ノ

定ムル所ニ依リ同一地区内ノ同一ノ共

濟ノ目的ニ付重複シテ組合ノ保険ニ付

スルコトヲ得ズ

シ組合員惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ前

項ノ規定ニ違反シタルトキハ組合ノ命

令ノ定ムル所ニ依リ保険金ノ全部又ハ

一部ニ付支拂ノ責ヲ免ルルコトヲ得

第二十條 農業保険組合ハ組合員ヲシ

ル保険金ノ額ヲ下ラザルコトヲ要ス

第三十條 農業保険組合ノ組合員ハ第二

條第二項、第二十六條第二項又ハ第二

十八條第三項ノ規定ニ依リ保険金ノ全

部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケザルトキト支

モ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ組織員ノ

部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケザルトキト支

ハ組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険金ノ全部又ハ一部ニ付支拂ノ責ヲ免ルコトヲ得

第二十九條 農業保険組合ノ組合員ノ支

拂フ共濟金ノ額ヲ下ラザルコトヲ要ス

第三十條 農業保険組合ノ組合員ハ第二

條第二項、第二十六條第二項又ハ第二

十八條第三項ノ規定ニ依リ保険金ノ全

部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケザルトキト支

モ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ組織員ノ

第三十三條 農業保險組合ノ組合員ガ第

一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟事故ニ付支拂フ共濟金ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十四條 農業保險組合ヨリ保險金ノ支拂フ受クル權利及組合ノ組合員ヨリ共濟金ノ支拂フ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十五條 商法第三百九十七條、第三百九十九條、第四百條、第四百三條第一項及第四百十七條ノ規定ハ農業保險ニ之ヲ準用ス

第九條及商法第四百十七條ノ規定ハ農業保險組合ノ組合員ガ第一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟事故ニ關シ共濟事業又ハ共濟施設ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 農業保險組合ハ保險事業ヲ行フノ外命令ノ定ムル所ニ依リ總會ノ議決ヲ經テ行政官廳ノ認可ヲ受ケ共濟基金ヲ積立テ組合員ニ對シ共濟金ノ交付ヲ爲ス事業ヲ行フコトヲ得

第九條及第三十四條並ニ商法第四百十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス第一項ノ場合ニ於テハ組合員ノ組合ヨリ交付セラルル共濟金ヲ組織員ニ交付スル爲之ニ關スル規程ヲ設ケ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第九條、第二十九條及第三十三條並ニ商法第四百十七條ノ規定ハ前項ノ規程ニ基キ組合員ガ共濟金ノ交付ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 農業保險組合ニハ理事及監

事ヲ置ク

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員タル人ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ設立

當時ノ理事及監事ハ第三十八條ノ場合ヲ除クノ外創立總會ニ於テ組合員タルベキ資格ヲ有スル法人ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ組合ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ前項ニ該當セザル者ヨリ理事又ハ監事ヲ選任スルコトヲ得

第三十八條 主務大臣第十二條第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ農業保險組合ノ理事及監事ヲ命ズ

第三十九條 理事ハ定款及總會ノ決議錄ヲ各事務所ニ備置キ且命令ノ定ムル所ニ依リ組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備置クベシ

第四十條 理事ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及剩餘金處分案又ハ不足金填補案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フベシ

第四十一條 農業保險組合ノ組合員及組合ノ債權者ハ前二條ノ書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十二條 農業保險組合ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ代表ス

第四十三條 農業保險組合ノ組合員タル人ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ設立

第五十條 第三十六條第一項ノ共濟基金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農業保險組合ノ每事業年度ノ剩餘金ノ一部及組合員ヨリ徵收シタル共濟掛金ヲ以テ之ニ充ツ

第五十一條 農業保險組合ハ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ正當ノ事由ナクシテ組合員ト爲ルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

第五十二條 農業保險組合ノ組合員タル法人ニ付合併又ハ分割アリタルトキハ合併後存續スル者ニシテ組合員タラザルモノ又ハ合併若ハ分割ニ因リテ設立シタル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ組合ニ加入シタルモト看做ス

第五十三條 地區ノ重複スル市農會又ハ町村農會及養蠶實行組合ハ協議ノ上主務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一方ガ農業保險及第三十六條

廳ハ假ニ理事ヲ選任スルコトヲ得

第四十三條 農業保險組合ノ組合員命令ノ定ムル所ニ依リ一定年間自己ノ責ニ歸すべき事由ナクシテ組合ヨリ保險金ノ支拂フ受ケザルトキ又ハ支拂ヲ受ケタル保険金ガ一定額ニ満タザルトキハ組合ハ組合員ニ對シ保險料ノ一部ニ相當スル金額ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 農業保險組合ノ組合員ハ書面又ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

第四十五条 總會ノ招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ノ規定ニ違反スルトキハ農業保險組合ノ組合員ハ決議ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ決議ノ無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第四十六条 農業保險組合ノ事業年度ハ一年トス

第五十條 第三十六條第一項第三項及第一百六十三條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十二条 農業保險組合ハ組合員タル法人ニ付合併又ハ分割アリタルトキハ合併後存續スル者ニシテ組合員タラザルモノ又ハ合併若ハ分割ニ因リテ設立シタル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ組合ニ加入シタルモト看做ス

第五十三条 地區ノ重複スル市農會又ハ町村農會及養蠶實行組合ハ協議ノ上主務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一方ガ農業保險及第三十六條

第一項ノ規定ニ依ル事業ニ關シテ有ス

ル權利義務ヲ承繼スルコトヲ得

第五十四條 農業保険組合ノ組合員ハ左ノ事由ニ因リテ組合ヨリ脱退ス

一 第一條第三項ノ共濟ノ目的及共濟事故ニ關スル共濟事業又ハ共濟施設ノ廢止

二 解散又ハ合併若ハ分割ニ因ル消滅第五十五條 農業保険組合ノ組合員ハ組合ヲ脱退シタルトキト雖モ脱退ノ日ノ屬スル事業年度ノ保険金額ノ削減ニ關シテハ其ノ義務ヲ免ルルコトヲ得ズ

第五十六條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ農業保険組合ノ組合員ノ支拂フベキ保険料ノ一部ヲ負擔ス

第五十七條 行政官廳ハ農業保険組合ニ對シ組合ノ事業又ハ財産ニ關スル報告ヲ爲サシメ、組合ノ事業又ハ財産ノ状況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 農業保険組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲若ハ決議ガ法令若ハ定款ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ行政官廳ハ決議ヲ取消シ、理事若ハ監事ヲ解任シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第五十九條 農業保険組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一定款ニ定メタル事由ノ發生

三 組合ノ合併

四 組合ノ破産

五 行政官廳ノ解散ノ命令

解散及合併ノ決議ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條 農業保険組合ガ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借対照表ヲ作ルベシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債権者ニ對シ異議アラバ一定期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒ公告シ且知レタル債権者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ニ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

債権者前項ノ期間内ニ合併ニ對シテ異議ヲ述べザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債権者ガ異議ヲ述べタルトキハ組合ハ合併前ニ之對シ辨済ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スベシ

第二項又ハ前項ノ規定ニ違反シテ爲シタル合併ハ之ヲ無効トス

第六十一條 農業保険組合ガ解散シタルトキハ合併ノ場合ヲ除クノ外保険關係ハ終了ス

前項ノ場合ニ於テハ組合ハ未ダ經過セザル期間ニ對スル保険料ヲ拂戻スベシ第六十二條 農業保険組合ガ解散シタルトキハ合併及破産ニ因ル場合ヲ除クノ外清算人ノ氏名及住所並ニ解散ノ原因及年月日ノ登記ヲ爲スベシ但シ行政官廳ノ命令ニ因リ解散シタルトキハ解散ス

ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ爲スコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ依リ登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第六十三條 行政官廳農業保険組合ノ解散ヲ命ジタルトキハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ囑託スベシ

登記所ヘ前項ノ囑託ニ因リテ其ノ登記ヲ爲スベシ

第六十四條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款竝ニ理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

合併ニ因ル設立ノ登記ニハ前項ノ書面ノ外合併ニ關スル總會ノ決議錄ヲ添附スベシ

第六十五條 事務所ノ新設、移轉其ノ他

登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、其ノ職務ヲ行フ監事又ハ清算人ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ但シ合併ニ因ル變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

第六十六條 合併ニ因ル變更ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人ガ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第六十七條 民法第四十四條第一項、第

四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第一項、第五十三

條乃至第五十五條、第五十九條、第六

十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條及

第七十三條乃至第八十三條、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、

第三十七條ノ二、第一百二十二條、第一百三十六條乃至第一百三十八條、第一百四十

二條乃至第一百五十一條ノ六、第一百五十

四條乃至第一百五十七條、第一百七十五條、

第一百七十六條、第一百七十八條及第一百九

十條ノ二竝ニ産業組合法第二十三

條、第二十七條、第二十八條、第三十

一條、第三十三條、第三十四條ノ二第

二項、第三十六條、第三十九條、第六

十五條、第六十六條第一項、第六十七

條、第七十條、第七十四條ノ二第一項、

第九十六條、第九十七條及第一百四

民法第四十五條第三項、第四十八條第一項及第七十七條ノ規定中一週間トアルハ三週間トシ産業組合法第二十八條

(同法第三十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中四分ノ三トアルハ三分ノ二トシ同法第三十九條及第六十五條中地方長官トアルハ行政官廳トス

第二章 農業再保險

第六十八條 本法ニ依ル農業保險ノ再保險事業ハ農業保險組合聯合會及政府之ヲ行フ

第六十九條 農業保險組合ハ農業保險組合聯合會ヲ設立スベシ

聯合會ノ區域ハ道府縣ノ區域ニ依ル

第七十條 農業保險組合ガ農業保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ農業保險組合聯合會ト組合トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

聯合會ト組合トノ間ニ再保險關係成立シタルトキハ之ニ因リテ政府ト聯合會トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

第七十一條 農業再保險ノ再保險金額ハ農業保險組合聯合會ノ行フ再保險ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ元受保險金額ノ一定割合ニ相當スル金額トシ政府ノ行フ再保險ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ聯合會ノ總再保險金額中異常灾害ニ對應スル金額トス

再保險料ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ農業保險組合聯合會ノ農業保險組合ニ對スル支拂再保險金ガ聯合會ノ總再保險金額中ノ一定額ヲ超過シタル場合ニ於テ再保險金ヲ支拂モノトズ

第七十三條 農業保險組合ハ農業保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ農業保險組合聯合會ニ對シテ其ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

ノ旨ヲ通知スベシ
聯合會ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スベシ

第七十四條 左ノ場合ニ於テハ農業保險組合聯合會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ再保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ

一 農業保險組合ガ法令又ハ定款ニ違反シテ保險金ヲ支拂ヒタルトキ

二 組合ガ損害額ヲ不當ニ認定シテ保險金ヲ支拂ヒタルトキ

三 組合ガ不正ノ目的ヲ以テ前條ノ規定ニ依ル通知ヲ怠リ又ハ不實ノ通知ヲ爲シタルトキ

前項ノ規定ハ政府ヲ行フ農業再保險ニ之ヲ準用ス

第七十五條 農業保險組合聯合會成立シタルトキハ其ノ區域内ノ農業保險組合ハ其ノ聯合會ノ會員トス

第七十六條 農業保險組合ハ解散ニ因リ

農業保險組合聯合會ヨリ脫退ス

第七十七條 農業保險組合ガ再保險ニ關スル事項ニ付農業保險組合聯合會ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ道府縣農業再保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

聯合會ガ再保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ農業再保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス
前二項ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關

シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス
農業再保險審査會及道府縣農業再保險審査會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十八條 第三條、第五條、第七條乃至第十二條、第十三條第一項、第十四條、第三十七條乃至第四十八條、第五十九條乃至第五十九條、第六十一條乃至第六十三條、第六十四條第一項第二項及第六十五條、民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條及第七十三條乃至第八十三條、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第一百二十條、第一百三十六條乃至第一百三十八條、第一百四十二條乃至第一百五十一條ノ六、第一百五十四條乃至第一百五十七條、第一百七十五條、第一百七十六條、第一百八十八條及第一百九十五條ノ二竝ニ產業組合法第二十三條、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十三條、第三十四條ノ二第二項、第三十六條、第三十九條、第六十五條、第七十條、第七十

至第六十三條、第六十四條第一項第二項及第六十五條、民法第四十四條第一項、第四十五條乃至第六十五條中地方長官トアル

第三章 罰則

シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス
農業再保險審査會及道府縣農業再保險審査會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六 組合又ハ聯合會ノ目的ニ非ザル事業ヲ爲シタルトキ
七 本法ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘズ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

八 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

九 第四十七條（第七十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第五十條及第六十條ノ規定ニ違反シタルトキ

十 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十一 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨濟ヲ爲シ又ハ組合財產ノ處分ヲ爲シタルトキ

十二 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

第八十條 第五條第二項（第七十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第八十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣伯爵有馬賴寧君登壇〕
○國務大臣（伯爵有馬賴寧君）只今議題ト
ナツテ居リマス農業保險法案ニ付テ御説明

致シタイト思ヒマス、申ス迄モナク農業ハ業デアリマシテ、特ニ我國ノ農業ハ氣象上、地理上ノ關係カラ、農作物ノ災害其他農業上ノ災害ハ、年々全國ニ亘ツテ頻發シ、其損害額モ頗ル多額ニ上リテ居ル實情デアリマス、之ヲ過去ノ統計カラ見マスルト、農作物ノ災害ノミニ付テ見マシテモ、年々ノ被害面積ハ百万町歩、其損害額ハ一億圓餘ニ達シテ居ルノデアリマス、然ルニ我國ノ農業經營ハ其規模極メテ小サク、一戸當リ耕作面積ハ一町步餘ニ過ぎズ、隨テ農家ノ經濟モ餘裕少ク、彈力性ヲ缺イテ居リマスノデ、一タビ災害ガ發生致シマシタ場合、其損失ニ堪ヘルコトハ頗ル困難デアリマシテ、直接農家ノ經濟、農家ノ生活ニ非常ナ脅威ヲ與フルコトトナル譯アリマス、即チ農家ノ收入源泉ガ失ハル、爲メ、翌年ノ農業生産ニ支障ヲ來シ、農業生產力ニ影響スル所大ナルモノガアリ、又農家ノ負債ヲ増加セシムルコトモナルノデアリマス、政府ト致シマシテモ、從來災害ガ廣範圍ニ亘リ、又ハ被害程度ガ著シイ場合ニハ其都度各種ノ救濟ヲ行フテ來テハ居リマスガ、年々之ヲ臨機應急ノ措置ノミニ委ヌルコトハ、何ト申シマシテモ不十分ト言ハネバナラヌノデアリマシテ、現下ノ農村事情ニ鑑ミ、農業災害ニ對シテハ、是ガ救濟施設ニ付制度化致シマスコトガ、極メテ緊要ト考ヘラレルノデアリマシテ、此爲ニ今般農業保險制度ヲ樹立シテ、一定災害ニ因ル損害ノ填補輕減ヲ圖リ、農業經營、農家經濟ヲ安定セシムルコトニ付託スルモノト信ズルノデアリマス、而シテ其法案提出ノ理由ヲ検討當議會ニ提案セラレマシタコトハ、全國三千万農民ガ非常ナ期待ヲ以テ待ツテ居タコトヲ實行セラレタ結果ニナリマスノデ、恐ラアルガ爲ニ、農家負債ノ原因ガ生ズルカラ、

自然界ノ影響ヲ受ケルコトガ極メア多イ産業デアリマシテ、特ニ我國ノ農業ハ氣象上、地理上ノ關係カラ、農作物ノ災害其他農業上ノ災害ハ、年々全國ニ亘ツテ頻發シ、其損害額モ頗ル多額ニ上リテ居ル實情デアリマス、之ヲ過去ノ統計カラ見マスルト、農作物ノ災害ノミニ付テ見マシテモ、年々ノ被害面積ハ百万町歩、其損害額ハ一億圓餘ニ達シテ居ルノデアリマス、然ルニ我國ノ農業經營ハ其規模極メテ小サク、一戸當リ耕作面積ハ一町步餘ニ過ぎズ、隨テ農家ノ經濟モ餘裕少ク、彈力性ヲ缺イテ居リマスノデ、一タビ災害ガ發生致シマシタ場合、其損失ニ堪ヘルコトハ頗ル困難デアリマシテ、直接農家ノ經濟、農家ノ生活ニ非常ナ脅威ヲ與フルコトトナル譯アリマス、即チ農家ノ收入源泉ガ失ハル、爲メ、翌年ノ農業生産ニ支障ヲ來シ、農業生產力ニ影響スル所大ナルモノガアリ、又農家ノ負債ヲ増加セシムルコトモナルノデアリマス、政府ト致シマシテモ、從來災害ガ廣範圍ニ亘リ、又ハ被害程度ガ著シイ場合ニハ其都度各種ノ救濟ヲ行フテ來テハ居リマスガ、年々之ヲ臨機應急ノ措置ノミニ委ヌルコトハ、何ト申シマシテモ不十分ト言ハネバナラヌノデアリマシテ、現下ノ農村事情ニ鑑ミ、農業災害ニ對シテハ、是ガ救濟施設ニ付制度化致シマスコトガ、極メテ緊要ト考ヘラレルノデアリマシテ、此爲ニ今般農業保險制度ヲ樹立シテ、一定災害ニ因ル損害ノ填補輕減ヲ圖リ、農業經營、農家經濟ヲ安定セシムルコトニ付託スルモノト信ズルノデアリマス、而シテ其法案提出ノ理由ヲ検討當議會ニ提案セラレマシタコトハ、全國三千万農民ガ非常ナ期待ヲ以テ待ツテ居タコトヲ實行セラレタ結果ニナリマスノデ、恐ラアルガ爲ニ、農家負債ノ原因ガ生ズルカラ、

ル生活ノ原因ナノデアリマス、而シテ農家ノ最モ恐ルベキ災害ハ、他ノ事業ノ危険ニ比べテ、甚シク危険率ガ多イノデアリマス、即チドノ事業ニモ事業上ノ危険ノアルコトハ申スマデモアリマセスケレドモ、社會ニ存在スル企業危険ハ、現在ノ科學ノ力ヲ以テシテ、或ル程度マデ之ヲ豫測スルコトガ出来ル、豫測スルコトガ出来ルカラシテ、之ニ對スル對策モ亦講ズルコトガ出来ル、然ルニ農業上ノ事業危険ハ、現在ノ科學ノ力デ到底豫測スルコトノ出來ナイ部分ガ、其大部分ヲ占メテ居ルノデアリマス、科學ノ力デ豫測スルコトガ假ニ出來タトシテモ、現在ノ農家ニ之ニ對應スルダケノ準備ヲサセル餘裕ガ經濟的ニ存スルヤ否ヤ、私ガ申上ゲル迄モナク、現在ノ農家ニハ其餘裕ガ全然存シナイ、隨テ此災害ニ對スル危險ヲ負擔スベキモノハ、當然國家全體觀ヨリスルモ、國家ガ之ヲ負擔スベキモノデアルト私ハ信ズルノデアリマス、國家ガ危険ヲ負擔スルト云フコトハ、取モ直サズ此保險法案ヲ國營ニスルト云フコトデアル、即チ現在ノ此法案ニ依ルト、組合員ノ單位ガ市又ハ町村農會デアル、其農會ノ事業、即チ共濟事業ノ資ニ供スル爲ニ保險組合が設立セラレル、然ルニ現在ノ市町村農會ハ、農民ヨリ農會費ヲ納メサセルコトスラ非常ナ困難ヲ來シテ居ル、農會費未納ノ爲ニ農會其モノノ存立スラ出來ナイヤウナ町村ガ、全國ニ大分存在スルコトヲ承知シテ居ルノデアリマス、此農會ヲ組合員トシテ、更ニ保険料ヲ農民ヨリ徵收シ、之ヲ保險組合

ニ支拂ハセテ、保險組合ハ更ニ再保險料ヲ支拂ハレル、斯ノ如キ制度ニ依ツテ如何ナル結果ヲ招來スルカト想像致シマスルニ、即チ保險料ノ支拂ニ堪ヘラレルヤ否ヤ、是ガ此法案ヲシテ果シテ政府所期ノ目的ヲ達成ラクハ現在ノ農民ガ果シテ其農業保険、即チ保險料ノ支拂ニ堪ヘラレルヤ否ヤ、是者デアリマス(拍手)若シ農民ガ保險料スル支拂スラ不可能ナリトセバ、本法案ニ依ツテハ災害ニ罹ツテモ、悲シイ哉保險金ノ一部若クハ全部ヲ拂ツテ貴フコトガ出來ナイコトニナッテ居ル、故ニ私ハ先づ第一ニ御尋致シマスルノハ、本法案ノ如キ趣旨ニ於テ結構デアリマスルカラ、唯其保險料ヲ免除シ、即チ國家ガ總テノ危険ヲ負擔シテ、國家全體觀ヨリ國營ノ農業保険制度樹立ノ意思アリヤ否ヤラ伺ヒタイト思ヒマス

第二ハ、若シ政府ガ國營ノ農業保険制度確立ノ意思ナシトスルナラバ、又不可能ナリトスルナラバ、セメテ保險料ノ全額ヲ國家ガ之ヲ負擔スル意思アリヤ否ヤ、此點ヲリスルモ、國家ガ之ヲ負擔スル意思アリマス、國營ノ農業保険制度樹立ノ意

思アリヤ否ヤラ伺ヒタイト思ヒマス

第四ニ、從來ノ新シク生ズル制度ニ付キマシテハ、其手續ノ煩雜ナル爲ニ、而シテ政府ノ監督ガ其宜シキヲ得ザル爲ニ、非常事態ハ來シテ居ルコトハ、產業組合ノ例ニ付テモ、其他ノ政府事業ニ付テモ多々アルノデ、其實例ヲ申上ゲル必要ハナイ程存ルノシテ、在シテ居ルノデアリマス、ソコデ第四番目ニ、私ニ兎ニ角手續ヲ簡易ニシテ、實質上ノ效果ヲ得ルコトニ留意シ、嚴正公平ナル指導監督ヲ爲スコトニ付テノ手段方法ニ付テ、如何ナル對策ヲ持ツテ居ルカト云フコト

最後ニ農業保険制度ハ本法案ニ依ツテ曲リナリニモ出來マシタケレドモ、是ト相對シテ漁村ニ於ケル漁業保険ヲ設置スル意思ガ政府ニアリヤ否ヤ、現在ノ漁村ニ於テ漁業保険ノ必要ナルコトハ、今更私ガ此處喋々スル必要ハアリマセヌ、故ニ政府ハ此農業保険制度ノ確立ヲ圖ツタ同様ニ、近キ將來ニ於テ是非トモ漁業保険ノ制度確立ヲ期シテ貰ヒタイ、果シテ政府ハ之ニ對スル準備アリヤ否ヤラ御尋致シタインデアリマス、以上五點ニ付キマシテ直截簡明ナル御答辯アランコトヲ希望致シマス

(議長退席、副議長著席)

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君) 山本君ノ御質問ニ御答致シマス、第一ノ御尋ヘ、農民ガ果シテ保險料ノ支拂ノ負擔ニ堪ヘ得ルカドウカ、保險ハ良イ制度デハアルケレドモ、即チ其災害ノ招來シタ時ニ、ソレガ異常災

現在ノ日本ノ農村ノ實情カラ言ヘバ、農家ニ此負擔ヲサセルコトハ、可ナリ困難デハナイカト云フ御話デアリマス、隨テ國營トスル意思ハナイカト云フ第一ノ御尋デアリマスガ、私共モ其點ヲ深ク考ヘマシテ、保險金額ヲ多額ニ致シマスレバ、隨テ救濟ノ目的ヲ達スル上カラ言ヘバ宜ノデアリマスガ、併シソレダケ保險料ヲ多ク拂ハナケレバナラヌト云コトニナリマスルノデ、本法案ニ於キマシテハ、保險金額ヲ低額ニ致シテ、保險料ヲ出來ルダケ低ク致シマシテ、農家ノ負擔ヲ輕クスルト云フコトヲ考ヘタノデアリマス、國營ト致シテ國ガ全部ノ負擔ヲ負フト云フコトニ付キマシテハ、是ハ非常ニ重大ナコトニナリマスルシ、財政ノ關係モアリマシテ、今直チニ之ニ付テ考ヘル譯ニハ行カナイノデアリマス

第二點ノ保險料ノ金額ヲ國ガ負擔スル意

思ガナイカト云フ御尋デアリマスガ、是モ

只今申上ゲマシタコト大體同ジコトデア

リマシテ、保險金ノ支拂ニ付キマシテ、組

合ニ對シテハ縣區域ノ聯合會ガ再保險ヲ

ト云フ制度ニ於キマシテ、國ハ相當ノ負擔ヲ致シ、其外保險ニ關スル事務費等ヲ國ガ負擔ヲシテ居ルト云フ程度デアリマシテ、是以上ノコトハ今日トシテハ行ヒ得ナイノデアリマス

第三ノ御尋ノ點ハ、保險金額ヲモット増

大シテ、國家ガ補助シタラバ宜イダラウト

思フガドウカト云フ御尋デアリマシテ、是モ前ノ一二ノ御尋ト關聯シテ居ルト思フノ

保險金額ヲ増大致シマスコトハ、國ガ負擔ヲ無論結構デアリマスガ、併シ農家ノ保險料ガ多クナリマスノデ、ソレハ實施致シ兼ネルノデアリマス、而シガ、併シソレダケ保險料ヲ多ク拂ハナケレバナラヌト云コトニナリマスルノデ、本法案ニ於キマシテモ、最モ革新的「イデオロギー」マスガ、私共モ其點ヲ深ク考ヘマシテ、保險金額ヲ多額ニ致シマスレバ、隨テ救濟ノ目的ヲ達スル上カラ言ヘバ宜ノデアリマスガ、併シソレダケ保險料ヲ多ク拂ハナケレバナラヌト云コトニナリマスルノデ、本法案ニ於キマシテハ、保險金額ヲ低額ニ致シテ、保險料ヲ出來ルダケ低ク致シマシテ、農家ノ負擔ヲ輕クスルト云フコトヲ考ヘタノデアリマス、國營ト致シテ國ガ全部ノ負擔ヲ負フト云フコトニ付キマシテハ、是ハ非常ニ重大ナコトニナリマスルシ、財政ノ關係モアリマシテ、今直チニ之ニ付テ考ヘル譯ニハ行カナイノデアリマス

第四ノ手續ノ煩雜ト云フコトニ付キマシテハ、御話ハ至極御尤デアリマシテ、之ヲ

實施致シマスル場合ニ、出來ルダケ簡易化

致シマシテ行ツテ參リタイト思ヒマス、個人

ヲ對象ニ致シマセヌデ、市町村農會ト云フ

モノヲ組合員ニ致シテ居ルト云フコトモ、

サウ云フ團體デアレバ總テノコトガ簡易ニ

參リマスルシ、又保險金額ヲ低クスルト云

フコトモ、簡易ニスル一つノ方法デアルカ

ト思ヒマス、指導ニ付キマシテハ勿論地方

廳モアリマスルシ、農會ガヤルノデアリマス

ルカラ、ソレドヽ之ヲ指導シ、監督スルコトハ出來ルト思ヒマス

最後ニ漁業保險ノコトニ付キマシテハ、

沟ニ御尤ナコトデアルト思フノデアリマス、

御承知ノヤウニ漁船保險ハ既ニ行ツテ居リ

マスガ、漁業ト云フモノハ、御承知ノヤウ

ニ非常ニ危險ノ多イモノデアリマスノデ、

シ、更ニ國ガ其再保險ニ對シテ保險ヲスル

ト云フ制度ニ於キマシテ、國ハ相當ノ負擔

ヲ致シ、其外保險ニ關スル事務費等ヲ國ガ

負擔ヲシテ居ルト云フ程度デアリマシテ、

是以上ノコトハ今日トシテハ行ヒ得ナイノ

デアリマス

○副議長(金光庸夫君) 泉國三郎君

(泉國三郎君登壇)

○泉國三郎君 本法案ハ曩ニ提出セラレマ

シタル農地調整法案ト共ニ、本期議會ニ於

ケル農林省關係ノ進歩的二大立法トシテ、

敬意ヲ表スルニ吝デハナイノデアリマス、

私ハ有馬農林大臣ハ近衛内閣ノ閣僚ノ中ニ

アラウコトハ、推測スルニ難クナインデア

リマス、現在ノ經濟機構ノ下ニ於テハ、農

業經營ハ既ニ儲カラザル、利潤ヲ生ゼザル

所ノ企業デアリマス、小作農ノ生活ガ甚

シイノハ言フ迄モアリマセヌ、自作農ト雖

モヤハリ苦シイノデアリマス、收支ノ計算

ガ引合ツテ居ナイノデアリマス、或ハ地主ノ

間ニモサウシタ者ガアルノデアリマス、少

クトモ此農村問題ノ解決ハ、農村ノ永久恐

慌カラ之ヲ救フコトハ、現在ノ資本主義制

度ノ機構ニ、其根本ニ觸ル、コトナクシ

テハ、全ク不可能ナコトデアルト私ハ信ジ

マス、併ナガラソレハ沟ニ至難ノ業デアリ

マス、其至難ノ業ハ何人ニ依ツテ爲シ遂ゲラ

レルカ、ソレコソ革新政策ノ遂行ヲ以テ立

ツ所ノ、近衛内閣ノ下ニ於ケル有馬農林大

臣自ラ爲サラナケレバナラナイ問題デアル

ト考ヘルノデアリマスルガ、農相ノ之ニ對ス

ル所見如何(拍手)其農村ニ對スル根本的認

識、其指導精神ニ付テノ腹藏ナキ御所見ヲ

先以テ承リタイノデアリマス(拍手)

第二ニ伺ヒマスコトハ、本法案ノ目的、内

容等ニ關スル問題デアリマス、思フニ農業

保險法ノ目標トスル所ハ、農家收入ノ源泉

ヲ確保スルコトヲ以テ最高ノ目的トシ、他

ノ各種ノ農村政策ト相俟ツテ農業生產力ノ

維持増進ヲ圖リ、負債ノ原因ヲ防除シ、農

業經營ヲ安定セシメ、以テ國家ノ爲ニ人的

資源、食糧資源タル農村ヲシテ、不安ナカ

ラシムルモノデナケレバナラヌト思フノデ

アリマス、然ルニ本法案ヲ一暫致シマスナラバ、其内容甚シク不整備且ツ貧弱ナルニ一驚ヲ禁ジ得ナイモノガアリマス、其最モ甚シキ例ノ一つヘ、農業保険制度ノ構成ニ付キ、市町村農會ヲシテ共濟事業ヲ行ハシメル、郡ノ區域ヲ以テ、農業保険組合ヲシテ市町村農會ノ共濟責任ニ付テノ保険ヲ爲サシメル、此點デアリマス、私達ガ思ヒマスルノニ、農業保険ノ理想ハ農民ノ收穫ニ對スル損失ノ全部ヲ補償スル、即チ收穫保険ニアラザレバ、未ダ以テ全シト云フ譯ニハ參ラヌノデアリマス(拍手)各國ノ歴史ニ見マシテモ、農業保険ハ、自然的災害ヲ綜合的ニ觀察シテ、一括シテ保険事故ト爲ス所ノ一般收穫保險ト、各個ノ災害ヲ目標トシマス所ノ個別災害收穫保險、其二ツノ別ハアリマシテモ、其被保險利益ハ收穫ニアル、收穫ガ災害ニ因ツテ損傷セシメラレマシタル場合ニ、其損傷ヲ補填セシメラル、コトトガ大體ノ例デアリマス、農民ハ災害ニ拘ラズ、斯クシテ初メテ平年作ト同様ナル牧入ヲ得テ、次年度ノ再生産ヲ用意スルコトガ出來ルノデアリマス、然ルニ本日御提案ニナリマシタ所ノ法案ハ、世界ニ類例ノ少スル所ノ法案デアリマス、此制度ノ下ニ於キマシテハ、災害ニ因ル全損失ガ補填セラル、ニハアラズシテ、單ニ其一部ガ共濟セラル、ニ過ギナイノデアリマス、何程ノモノガ共濟セラレマスルカハ、此法案ノ中ニハ見エヌノデアリマスルケレドモ、恐らく收穫ノ爲ニ投下サレタ所ノ、生産費ニ充タナイ少イモノ

院議事速記録第二十三號 農業保險法案 第一讀會

デアラウコトヘ、推測スルニ難クハナインデ
アリマス、若シ災害ヲ受クル者ガ組合員中ニ
二三名ニ過ギナイ場合ニ於キマシテヘ、他
ノ組合員ニ經濟力ガ未ダアルノデアリマス
カラ、有無相通ズルコトニ依ツテ農村ノ經濟
ハ成立チマセウ、併ナガラ若シ組合ノ全員
ガ災害ヲ受ケタト云フヤウナ場合ニ於キマ
シテヘ、全組合員ガ何レモ生産ノ爲ニ投下シ
マシタ所ノ資本ヨリ少イ共濟金ヲ受ケテ、
ドウシテ農村ノ經濟ガ成立チ、農民ノ生活
ガ維持セラレテ、所謂農家收入ノ源泉ヲ確
保シ得ルト言ハレマスルカ（拍手）殊ニ此法案
ノ第二十條ニ依リマスレバ「保險金ノ支拂ニ
不足ヲ生ズルトキヘ保險金額ヲ削減スルコ
トヲ得」拂フニ足リナカツタナラバ、拂ハナ
クテモ宜イト云フ法律ヲ拂ヘヨウシテ居
ルノデアリマシテ、此法案ノ缺陷ガ茲ニ暴
露セラレテ居リマス、政府ハ何故ニ收穫保
險制度ノ樹立ニ努力セズシテ、本法案ノ如
キ半端ノモノヲ提案シタカ、政府ノ豫想ス
ル共濟金ハ反當リ何程ヲ豫想スルカ、吾々
ノ得心ノ行ク迄御説明ガ願ヒタイノデアリ
マス、我國ヲ凡ソ南北ニ兩分シテ、概觀致
シマスナラバ、概ネ南ニ位置スル地方ヘ旱
魃、風害ノ甚シキアリ、北ニ位置スル地方
ハ氣溫低キニ失シ、爲ニ稍作等ニ決定的打
撃ヲ與フル所謂冷害、若クハ雪害ノ被害ヲ
受ケマスルコトハ、是レ農民ノ避ケ得ザル
所ノ災害ノ一つデアリマス、殊ニ東北地方
明治以來既ニ八回ノ大凶作ニ遭遇シテ、平
均八年ニ一度ト云フ周期的災害ノ前ニハ、
アリマス

次ニ本法案ニ關聯シテ質問致シマス、ソ
レハ災害ノ豫防施設ニ關スル問題デアリマ
ス、農作物ノ自然的災害ニ對スル對策ハ、單
ニ保險法ノ制定ノ如キ消極的手段ヲ講ズル
ヲ以テ、萬全ナリト爲スコトガ出來ナイノ

アリマス、進ンデ積極的災害豫防ノ方策ヲ科學的ニ研究シ、調査シ、樹立シ、實踐強化シナケレバ、農民ハ常ニ其堵ニ安ンジテ、所謂鼓腹擊壤ノ樂ミヲ爲スコトガ出來ナイノデアリマス、即チ風雨、霜害、雪害ニ對スル防風、防雪其他ノ災害豫防林ノ造成、旱害及ビ洪水ニ對スル水源林ノ培養、灌漑用水路、溜池等ノ築道、防潮林、砂防工事、大中小河川ノ改修等、各般ノ施設ヲ完備スルト共ニ、病蟲害ニ對シテ是ガ豫防驅除ノ研究、實驗指導ノ宜シキヲ得ナケレバナラヌノデアリマス、又同時ニ自然的灾害ノ様態ニ應ジテ、各地勢風土ニ即シテ各種灾害ニ堪ヘ得ル農作物ノ品種、竝ニ栽培方法ノ發見、改良普及等ニ、格段ノ努力ヲ致サナケレバナラスト思フノデアリマス、是等災害豫防ノ完璧ヲ期シ、是ト並行シテ進ムコトニ依ツテノミ、始メテ農業保險ハ所期ノ目的ヲ達シ得ルノデアリマス(拍手)然ルニ政府ノ爲ス所概不之ニ副ハザルヲ、私ハ遺憾トスルノデアリマス

得ナイコトハ火ヲ睹ルヨリモ明カデアリマス
ス(拍手)有馬農林大臣ハ是等ノ點ヲ如何ニ
見ラレルカ、曩ニ東北ノ凶作ヲ契機トシテ、
農林省ガ灾害試験場ヲ嘱託設置シタルガ如
キハ、前述ノ目的ニ副フモノデハアリマス
ルガ、其規模餘リニ貧弱ノ憾ヲ免レナイン
デアリマス、更ニ之ヲ擴大シテ水稻ノミナ
ラズ、各種主要食料農產物ノ試験ニマデ及
ブベキデアルト考へマスガ、果シテ農林大
臣ハ將來之ヲ實現スルノ意思ガアルカ、又
内務大臣ハ各地農民ノ要望ニ應ジテ、砂防
竝ニ河川改修事業ヲ擴大スルノ意思ハナイ
カ、公共團體等ノ適切妥當ナル起債認可ノ
申請ニ對シテ、是ガ許可ヲ緩和スルノ意思
ハナイカ、是等ノ諸點ニ付キ關係閣僚ニ質
問シテ置キマス

比較シテ、農村ハ僅ニ二千八百餘万圓ニアリマシテ、都市八五%ニ對シテ農村僅ニ一五%ニ過ギナインデアリマス、更ニ之ヲ地方別ニ檢討スルナラバ、差等ノ餘リニ甚シキニ驚ヲ禁ジ得ナイノデアリマセウ、即チ昭和十年度ニ於ケル軍需品ノ民間註文高ヘ、海軍ガ三億六千八百万圓、陸軍ガ一億九千六百万圓、計五億六千四百万圓ニアリマスルガ、此中關東二億四千九百八十五万圓デ第一位ヲ占メテ、約二分ノ一ヲ獨占シ、大阪ヲ中心トスル近畿ニ次イデ一億二千五百万圓、福岡ヲ中心トスル九州ハ五千七百万圓デ第三位デアルニ比較シマシテ、東北六縣八百二十三万三千圓、四國三百八十万圓、斯ノ如ク貧弱ナノデアリマス、即チ東京ヲ中心トスル關東ガ、民間註文ノ約半分ヲ壟斷シテ、面積之ニ倍スル東北地方、或ハ四國ハ、關東ノ三・三%關東ガ百圓ノ註文ヲ受ケル場合ニ東北、四國ガ僅ニ三圓三十錢ト云フ雀ノ涙程ノ註文シカナインデアリマス、此狀態ヲ妥當デアルト考へマスルカ、私ハ此狀態ヲ以テシテヘ農村ヘ疲弊スル一方デアルト考へル、此軍需工業ニ投下セラレル所ノモノガ、再ビ農民ニ公平ニ還元スルヤウナコトデナケレバ、イケナイト考へル、此點ニ對シテ政府ハ如何ニ考ヘラレルカ、之ヲ是正スルノ意思ガアルカ、何等カ之ニ對シテ考慮シテ居ルコトガアルカト云フコトヲ、御聽キシタインデアリマス

又ハ放任セラレテ、一切ノ經濟的文化的施設ニ於テ、他ノ地方ヨリ劣悪ナル條件ニアルコトハ、今更私ガ申上ゲル迄モナイノデアリマス、冷害、凶作ヲ契機トシテ東北振興問題ガ再認識サレ、内閣ノ下ニ東北局ガ置カレマシタコトハ、吾々ノ済ニ感謝ニ堪ヘナイ所デアリマスルガ、調査會ノ最初ノ答申ニ對シマシテ政府ノ爲ス所ヲ見マスト、殆ド此答申ニ副ハザル狀態ニアルノデアリマス（「東北問題ヲ片手間ニヤラレテハ困ル」ト呼フ者アリ）東北問題ハ國策デアリマス、吾々ハ此狀態ニ見マシテ、眞ニ國策トシテノ東北振興ヲ、此内閣ニ依ジテヤツテ戴カナケレバナラナイト考ヘテ居ル、ソレニハ先以テ東北局ノ設置ト云フガ如キ根本問題、茲ニ是ハ豫算ヲ一途ニ統一シテ、其豫算ヲ更ニ擴大シテ貰ハナケレバナラナイト考ヘテ居リマス、時局ハ支那事變勃發ニ依テ、戰時體制ノ下ニ東北問題ナンカニ關係シテ居ラレナイト云フ御意見ガアルカモ知レマセヌガ、ソレハ認識不足モ甚シイモノデアリマス、戰ガ長期ニ瓦レバ瓦ル程、農民ノ生活ヲ鞏固ナル基礎ノ上ニ置キ、一切ノ原料資源ヲ開發シ、生産力ヲ擴充シ、以テ食料其他ノ原料ヲ枯竭セシメズ、同時ニ人の武力ノ補充ニ支障ナカラシメナケレバナラヌノデアリマス、此點ニ關スル政府ノ所見如何、東北ガ變ヘテ居ルコトハ、東北振興ノ問題ガ尻切レ蜻蛉ニ終リハシナイカト云フコトデアリマス、政府ハ國策トシテ、事情ノ許ス限り速ニ此解決ニ努力スル意思ナナイカ、吾々ガサウ云フコトヲ言フノハ、

少クトモ日本人竝ノ經濟的地位ニアリ
タイト云フ、東北人ノ水平運動ヲヤツテ居ル
ニ過ギナインデアッテ、諸君ニ優越シテ吾々
ハ惠ンデ欲シイト言フノデハナイノデアリ
マス、日清、日露、日獨ノ戰爭、滿洲事變
等々、戰ノタビニ日本ノ國威ハ宣揚サレ、
國力ハ擴充シ、資本主義ハ成長シマシタ、
或ハ戰時成金ノ輩出ヲ伴ヒナガラデアリマ
ス、併ナガラ東北農民ノ生活ハ、依然トシ
テ窮屈ノドン底ニアルノデアリマス、滿洲
事變ニ際會シテ、東北ノ健兒ハ血ヲ以テ參
戰シタノデアリマス（議長、注意セラレ
コトヲ望ミマス）ト呼フ者アリ）支那事變一
タビ起ルヤ、北、中、南支ノ曠野ニ、執拗
果敢ナル東北特有ノ鬪争力ヲ揮ッテ、國防
ノ第一線ニ起ツテ居リマス

カ、此點ニ付テ責任アル御答辯ヲ望ンデ已
マナイ次第アリマス(拍手)

(政府委員高橋守平君登壇)

○政府委員(高橋守平君) 詳細ハ委員會御答スルコトニ致シマシテ、極ク簡單ニ御答辯申上ゲマス、第一ノ農村問題ノ解決ハ、本保険制度ノ確立ダケデハ出來上ラナ

イト云フコトハ、御説ノ通リデアリマシテ、農地ノ問題、肥料ノ問題、農產物價ノ問題ト云フ、諸般ノ方面カラ考察致シマシテ、此農村問題ハ解決シナケレバナラスト信ズル者デアリマス、第二點ノ收穫保險ニ何故シナカツカト云フ御尋デアリマスガ、本法案ヲ考ヘマスル際ニ於キマシテハ、實情ヲ基礎ト致シマシテ、簡易ニ加入シ得ルト云フコトヲ立法ノ立前ニ致シ、先ヅ此定額保険ヲ致シマシテ、之ニ依ツテ相當農民ガ保険ト云フモノヲ理解致シマシタ後ニ於キマシテ、收穫保險ニマデ進ンデ行キタイ、斯ウ考ヘテ居ル次第アリマス、冷害ヲ何故入レナカツカト云フ御質問ガアッタノデアリマス、此冷害ニ對シマシテハ、

マダ保険技術上尙ホ慎重ニ研究ノ要ガアリマスノデ、取敢ズ町村農會ニ於キマシテノ共濟事業ノ中ニ之ヲ入レマシテ、將來十分ノ研究ヲ遂ゲマシテ、保險事項ノ中ニ含マセタイト存ジテ居ルノデアリマス、災害保険ヲ立テタダケデハイケナイ、其根本ヲ芟除シナケレバナラナイト云フ御説ニハ全ク同感デアリマシテ、出來得ル限リ努力ヲ續ケタイト考ヘテ居ル次第アリマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 中野寅吉君 中
野君、一寸御待チ下サイ——木村政府委員(政府委員木村正義君登壇)

野君、一寸御待チ下サイ——木村政府委員

(政府委員木村正義君登壇)

○政府委員(木村正義君) 只今泉君カラノ農業保險制度ト共ニ、灾害豫防ノ色々ナ施設ヲ講ズル必要ガアルト云フ御説ニ對シマシテハ、全ク同感デアリマス、内務省ノ所管ニ於キマシテハ、治水費トシテ十三年度

ニ於キマシテハ約二千五百万圓、災害費トシテ約千五百万圓ヲ支出スルコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、併シ是ハ泉君ノ御述ニナリマシタヤウニ、決シテ十分ノ經費デ

ハアリマセヌ、全ク支那事變ノ關係、財政上ノ關係、又物及ビ勞力ノ需給ノ關係等カラリマシタヤウニ、決シテ十分ノ經費デ

ト、其還元トノ關係ニ付キマシテハ、極メ

マシテハ、軍需品註文ニ當リマシテノ地方

分散、殊ニ農村ノ都市トノ國防費ノ負擔

ハアリマセヌ、全ク支那事變ノ關係、財政

上ノ關係、又物及ビ勞力ノ需給ノ關係等カラリマシタヤウニ、決シテ十分ノ經費デ

ト、斯ノ如キ經費ニ相成ツテ居ル次第アリ

マス、今後此治水事業ノ完璧ヲ期シマスコ

トハ、產業ノ發展ノ上カラ見マシテモ、民

力ノ涵養ノ上カラ見マシテモ、殊ニ災害防

除ヲ致ス根本問題デアリマスカラ、昭和八年ノ土木會議ノ決定モアリマスノデ、ソレ

等ノ問題ニ付テハ十分ナル研究ヲ致シタイ考デアリマス(拍手)

(政府委員加藤久米四郎君登壇)

○政府委員(加藤久米四郎君) 泉君ニ御答

致シマス、陸軍ニ於キマシテハ、軍需品ヲ調達スル場合ニ於キマシテハ、極力之ヲ全

國各地方ニ分散スルコトヲ圖ツテ居リマス、且ツ大工業ニ偏シナイヤウニ注意ヲ致シテ

居リマス、農村中小工業ヲ利用スルコトニ

努メマシテ、成ベク一地方ニ集中シナイ

非常ニ生産ニ當リマシテモ、適當ナ處置ヲ執ルコトガ出來テ居リマシテ、良好ナル結果ヲ舉ゲテ居ル次第アリマス、斯ウシタ

中セラル、傾向ノアリマスコトハ、自ラ免レ難イ所デアリマス、陸軍ト致シマシテハ、緩和是正ノ方法ヲ講ズル必要ガアリマスノデ、

特ニ此點ニ注意ヲ致シテ、御期待ニ副フコトニ努力致ス積リデアリマス(拍手)

(政府委員岸田正記君登壇)

○政府委員(岸田正記君) 泉サンノ海軍ニ

對スル御質問ニ御答致シマス、海軍ニ於キ

テ居ルノデアリマス、併シ是ハ泉君ノ御述ニナリマシタヤウニ、決シテ十分ノ經費デ

ハアリマセヌ、全ク支那事變ノ關係、財政

上ノ關係、又物及ビ勞力ノ需給ノ關係等カラリマシタヤウニ、決シテ十分ノ經費デ

ト、斯ノ如キ經費ニ相成ツテ居ル次第アリ

マス、今後此治水事業ノ完璧ヲ期シマスコ

トハ、產業ノ發展ノ上カラ見マシテモ、民

力ノ涵養ノ上カラ見マシテモ、殊ニ災害防

除ヲ致ス根本問題デアリマスカラ、昭和八年ノ土木會議ノ決定モアリマスノデ、ソレ

等ノ問題ニ付テハ十分ナル研究ヲ致シタイ考デアリマス(拍手)

(政府委員加藤久米四郎君登壇)

○政府委員(加藤久米四郎君) 泉君ニ御答

致シマス、陸軍ニ於キマシテハ、軍需品ヲ調達スル場合ニ於キマシテハ、極力之ヲ全

國各地方ニ分散スルコトヲ圖ツテ居リマス、且ツ大工業ニ偏シナイヤウニ注意ヲ致シテ

居リマス、農村中小工業ヲ利用スルコトニ

努メマシテ、成ベク一地方ニ集中シナイ

非常ニ生産ニ當リマシテモ、適當ナ處置ヲ執ルコトガ出來テ居リマシテ、良好ナル結果ヲ舉ゲテ居ル次第アリマス、斯ウシタ

結果ハ、昭和十一年ニ於キマシテハ、此統制工業ヲ直接購入シタモノ、此合計ハ二百四十萬圓ニ達シテ居リマス、又十二年度ニ於キマシテハ、事變關係ノ影響モアリマスルノデ、非常ニ註文量ガ増大致シマシテ、

中セラル、傾向ノアリマスコトハ、自ラ免レ難イ所デアリマス、陸軍ト致シマシテハ、緩和是正ノ方法ヲ講ズル必要ガアリマスノデ、

特ニ此點ニ注意ヲ致シテ、御期待ニ副フコトニ努力致ス積リデアリマス(拍手)

(政府委員岸田正記君登壇)

○政府委員(岸田正記君) 泉サンノ海軍ニ

對スル御質問ニ御答致シマス、海軍ニ於キ

テ居ルノデアリマス、併シ是ハ泉君ノ御述ニナリマシタヤウニ、決シテ十分ノ經費デ

ハアリマセヌ、全ク支那事變ノ關係、財政

上ノ關係、又物及ビ勞力ノ需給ノ關係等カラリマシタヤウニ、決シテ十分ノ經費デ

ト、斯ノ如キ經費ニ相成ツテ居ル次第アリ

マス、今後此治水事業ノ完璧ヲ期シマスコ

トハ、產業ノ發展ノ上カラ見マシテモ、民

力ノ涵養ノ上カラ見マシテモ、殊ニ災害防

除ヲ致ス根本問題デアリマスカラ、昭和八年ノ土木會議ノ決定モアリマスノデ、ソレ

等ノ問題ニ付テハ十分ナル研究ヲ致シタイ考デアリマス(拍手)

(政府委員加藤久米四郎君登壇)

○政府委員(加藤久米四郎君) 泉君ニ御答

致シマス、陸軍ニ於キマシテハ、軍需品ヲ調達スル場合ニ於キマシテハ、極力之ヲ全

國各地方ニ分散スルコトヲ圖ツテ居リマス、且ツ大工業ニ偏シナイヤウニ注意ヲ致シテ

居リマス、農村中小工業ヲ利用スルコトニ

努メマシテ、成ベク一地方ニ集中シナイ

非常ニ生産ニ當リマシテモ、適當ナ處置ヲ執ルコトガ出來テ居リマシテ、良好ナル結果ヲ舉ゲテ居ル次第アリマス、斯ウシタ

出シテ來タト云フダケデモ大出來デアル、ソレデ先ツ第一ニ伺ヒタイノハ、第一條ノ「風水害其ノ他ノ災害ニ因リ」ト云フコトデアツテ、冷害ト雪害ヲ何故此處ニ明記シナ害モ災害デナイ、是ハ認メラレナイト云フヤウナ役人ガ出ナイトモ限ラナイカラ、明記シテ置ク必要ガアル、明記スレバ即チ迷ハナイノデアル、法文ヲ曖昧ニシテ置イテハイケナイ、役人ノ自由裁量ニシテ置ケバ、丁度オ互ガ協贊シタ選舉法ノヤウナ目ニ遭フカラ、ハッキリ書イテ置ク必要ガアル（拍手）雪害、冷害ノ問題ハ最モ必要デ、我ガ先輩松岡俊三君ハ、殆ド此問題ニ對シテハ命ヲ捧ゲテ當ツタノデアル、吾々モ亦引摺ラレテ之ヲ叫ブ、ヤウニナックノデアル、雪害、冷害ノ本家本山ハ全ク松岡俊三氏デアリマス（ヒヤ／＼）ソレデ是ハ松岡氏ノ地位ニ懸ケテモ、此法文ニ冷害、雪害ト明記シテ置ク必要ガアル、冷害、雪害ノ蟲害、煙害トカ、霜害、雹害トカ、コンナ詰ラナイ害一緒ニサレテハ堪ラナイ、其冷害ノ最モ悲惨デアツノハ、昭和九年ト昭和十年ナル、昭和九年ハ山崎達之輔君ガ農林大臣、昭和十年ハ島田俊雄氏ガ農林大臣、我ガ福島縣ナドハ今ノ此御二人ノ方ニハ、オ百度ヲ踏ンデ救濟ヲ願ツタルノデアル、本當ニアノ時ハ田ノ中ニ入ツテ見モ之ニ冷害ト雪害ヲ入レテ貰ハナケレバ駄

目ダ（拍手）森肇君デモ、又山崎猛君デモ、
私ガ頼ンデ數回行ッテ貰ッタ、是ハ實際ノ話

險組合設立ト兩建デ行クト言フガ、是ハ兩
建デ行カナイデ、一本建デ行ツタ方ガ宜カラ
ク、思フ、共齊事業ニヤツ見テ、象明ノ哉

〔國務大臣伯爵有馬賴寧君登壇〕

ソレカラモウ一ツハ五十六條、國庫ハ組合員ノ支拂フベキ保険料ノ一部ヲ負擔ス、其負擔ノ額ハ勅令デ定メルト書イテアル、是モ危イモノダ、大體斯ウ云フ仕事ヲ始メルノハ、農業者ノ方カラ此仕事ヲ始メテ吳レト叫ンダノデハナ、政府カラ進シ農業保険制度ヲ設ケルト云フコトヲ言出シタ以上ハ、國家ト云フ立場カラ、此負擔額ハ成ベク餘計ニ國家ニ持ツテ貰ハナケレバナヌ（拍手）農家ノ方デヤル仕事デナク、國家ガ家ガヤル仕事デアルカラ、其負擔ハ國家ガ多ク持タナクテハナラヌ、少クモ事務費ノ全部ハ負擔シテ貰ハナケレバナラヌト思フガ、サウ云フ意思ガアルカドウカ、ソレカラ若シ冷害、雪害ヲ入レナカッタラ提案ノ理由ニ合ハナイ、農業保険法案ノ提案ノ理由ニハ「自然的灾害ニ因ル農作物ノ損失ノ多大ナルニ鑑ミ之ガ損害ノ填補輕減ヲ圖リ以テ農家負擔ノ原因ヲ防除シ農家經濟ヲ安定セシメ農業生産力ノ維持増進及農村ノ經濟更生ヲ期スル爲農業保険制度ヲ確立實施スルニ要アリ」ソレデ此法案ヲ出シタ書イテアル、然ラバ自然的灾害ニ因ル中デモ、冷害、雪害ハ最モ多イモノデアル先づ「イ」ノ一番ニ之ヲ掲ゲナケレバナラヌ、ソレヲ提案ノ理由ニ、コンナニ立派ニ書イテ置イテ、法文ヲ見ルト拔カシテ居ルト云フコトハ、マルデ羊頭ヲ懸ケテ狗肉ヲ賣ルモノダト言ツテモ宜シイ（拍手）ソレカラ共濟事業ト農業保

ソレカラ何故法文ニシッカリ書ケト云フコトヲ言フカト云フト、官僚ト云フモノハドウモ都合ノ惡イ時ハ逃ゲル、是ハイケナイ、ソレダカラシッカリ書イテ置ク必要ガアル、昭和八年ノ時ノ農林大臣ハ後藤文夫君、其時ハ米ガ穫レテ、米ノ始末ニ困ツテ減反問題ヲ起シタ、耕作反別ヲ減ジロ、中ニハ「ブランジル」デ珈琲ヲ穫ツテ餘ツタモノヲ、珈琲ノ値段ヲ維持スル爲ニ、海ノ中ニ船デ三杯カ四杯投ゲタカラ、米モ投ゲロト云ワヤウナ役人モアツタ、所ガ其次ノ昭和九年ノ山崎農林大臣ノ時、昭和十年ノ島田サンノ時ノ如キハ、ホラ今度ハ凶作ニナツタデセウ、後藤文夫ハ此次ハ内務大臣ニナツテシマック、自分ガ農林大臣ノ時ヤリ損ツタナラバ、假令内務大臣ニ君ナレト言ハレテモ断ツテ、俺ハドウシテモ此前ノ減反問題ノ責任ガアルカラ、今度コソ農林大臣ニナツテ農村ヲ救ハナケレバナラヌト云フ位、意地ガナクテハナラナイデハナイカ、然ルニ官僚ト云フモノハ、農林大臣ノ責任ナド疾ナクテハナラナイデハナイカ、然ルニ官僚ト云フモノハ、農林大臣ノ責任ナド疾ナノ昔ニ忘レテ居ル、ソレダカラ私ハ法文ニ後デ文句ヲ言ハナイヤウニ、チヤント書イテ置ケト言フノダ、此點ヲ伺ヒマドウカ（拍手）

○國務大臣（伯爵有馬賴寧君）中野君ノ御質問ニ御答致シマス、東北ニ於ケル冷害及ビ東北、北陸方面ニ於ケル所ノ雪害ノ甚大デアリ、之ヲ救濟スルコトニ力ヲ入レマセヌケレバナラヌコトハ、十分ニ承知致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ御承知ノヤウニ、冷害八年ヲ置キマシテ起ツテ参リマス關係ガアリマスノト、サウ云フ事不便デアリマシテ、マダ十分ノ災害ノ統計ノ基礎ヲ得テ居ナイノデアリマス、政府ハ決シテ冷害トカ、雪害トカ云フモノヲ輕ンジテ居ル譯デハナイノデアリマスガ、只今直チニ之ニ付テ保険ヲ致スト云フ迄ニ、調査ガ十分ニ届イテ居ナイノデアリマス、御承知ノヤウニ法文ノ第一條ニ「風水害其他ノ災害ニ因リ」ト云フコトガ書イテゴザスマスノデ、今後調査ガ十分出來マスレバ、成ベク早イ機會ニ於テ、冷害等モ保険ノ中ニ加ヘマスルヤウニ致シタイト云フ考ヲ持ツテ居リマス、次ニ國ガ一部ヲ負擔スルト云フコトハ甚ダ不徹底デアルカラ、モット餘計ニ持タナケレバナラヌト云フ御話デアリマスガ、是ハ先程モ申上ゲマシタヤウニ、國ガ大部分ノ費用ヲ負擔致シマスト云フコトハ、財政上ノ關係カラモ出來マセヌ、隨テ保険ノ事務費等ハ一部國ガ持チマスシ、尙ホ再保険等ノ金ナドヲ支出致シマシテ、出得ル限りニ於テ國ガ之ヲ負擔シテ、成ベク保険料ノ輕減ヲ圖ルト云フコトヲ考ヘテ

居ルノデアリマス、第三ノ共濟ト保険トノ兩建ハイケナイト云フ御話デゴザイマシタガ、此共濟ト申シマスノハ、只今御述ニナリマシタ冷害ノヤウナ、今回ノ保険ノ中ニ加ッテ居リマセヌモノヲ、一時共濟制度ニ依リマシテ、冷害等ノ爲ニ救濟ノ積立金ヲ致シテ置キマシテ、ソレハ共濟事業ニ依ッテ行フト云フ爲ニ、共濟制度ヲ設ケテ居ルノデアリマシテ、單ニ冷害バカリデハゴザイマセス、陸稻其他ニ付キマシテモ、保険ニ依ラズ共濟金ニ依ルコトノ方ガ、寧ロ宜シト思ハレルモノモアリマスノデ、ソレ等ハ共濟制度ニ依ルコトニ致シマシタ、保険一本デ参リマスヨリハ、寧ロ其方方實際ニ適スルト云フコトモ考ヘテ、斯様ニ致シタヤウナ次第アリマス(拍手)

○中野寅吉君 簡單デスカラ此席カラ御許ヲ願ヒマス

○副議長(金光庸夫君) 許シマス

○中野寅吉君 政府ノ御答辯ハ甚ダ納得シ得ナイ點ガアリマスガ、尙ホ他ノ機會ニ於テ質問致スコトニシマシテ、是テ打切リマス

○副議長(金光庸夫君) 菊地養之輔君

(菊地養之輔君登壇)

○菊地養之輔君 私ハ先づ農村ニ取リマシテ極メテ重大ナル本案ニ對シマシテ、ナゼ會期剩ス所僅ニ二十日シカナイ今日マデ其提出ヲ延バシテ居ツカ、此點ニ對シテ御伺致シタイノデアリマス、モット早ク提出セラレマシテ、慎重審議ノ機會ヲドウシテ十分吾々ニ與ヘナカツカ、此點ニ對シテ當局ノ答辯ヲ得タイト思フノデアリマス、本案ガ

今日ノ窮乏セル農村ニ取ツテ極メテ必要デアリ、又特ニ長期戰ニ對シマシテ、生産力ノ擴充、銑後農村生活ノ安定ニ對シマシテ、極メテ重要ナル法案ナルコトハ、何人モ異論ノナイ所デゴザイマス、政府當局モ十分之ヲ信ジ、之ヲ常ニ力説シテ居リナガラ、何故ニ今日マデ荏苒日ヲ送ッテ來タノデアルカ、提出ノ準備ニ付キマシテハ、既ニ昭和八年五月ニ出シマシタ農業保険經過概要説明書ニ詳シク書イテアルノデアリマス、之ニ依リマスト、政府ハ調査スベキ調査ハ十分致シタ、又研究スペキモノハ十分研究シ盡シタ、既ニ第六十二議會ニ於テ提出シヨウト思ツガ、大藏當局ノ拒ム所ニ依テ出セナカッタ、越エテ七十議會ニ於テ出サウト思ツタノデアルガト云フコトヲ書イテ居ルノデアリマス、隨テ準備不足ノ結果遅レタト云フヤウナ口實ハ、何處カラモ出テ來ナイノデアリマス、既ニ今議會始マツテ以來今日マデ七十日、荏苒今日ニ至リマシタコトハ如何ナル理由デアルカ、其點ヲ御伺致シタイ、而モ要法案ヲスル短時日ヲ以テ審議スルト云フコトハ、中々難シイト思フノデアリマス、

ノデアルガト云フコトヲ書イテ居ルノデアリマス、然ルニ我國ノ農業ハ私ガ申上ゲル迄モナク、家族農業ヲ主體トスル小農經營デ成立スル爲ニハ、亞米利加或ハ諸外國ニ於テ行ハレル所ノ大農經營ノ組織デナケレバナラヌ、一旦災害ガアッタ場合ニ、其災害ニ因ツテ被ツタ損害ガ、家族ノ生活ニ影響シナイ所ノ大農經營デナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ我國ノ農業ハ私ガ申上ゲル迄モナク、家族農業ヲ主體トスル小農經營デ以下ノ五反百姓デアリマシテ、農業經營トアリマシテ、全農家ノ六八%マデガ、一町歩三圓カ五六圓シカ與ヘラレナイ、ドウシテ三割乃至五六割ノ減收ノ場合ニハ、僅ニ二三割乃至五六割ノ減收ノ場合ニハ、僅ニ二三圓カ五六圓シカ與ヘラレナイ、ドウシテ本案ノ目的ヲ達スルコトガ出來ルデアリマセウカ、又一面ニ於キマシテハ、物ノ價格ハ固定シテ不動ノモノデハナイノデアリマス、種々ノ事情ニ依ツテ或ヘ昂騰シ、或ヘ暴落スルト云フコトハ明ナ事實デアル、最近ノ情勢ヲ見マスルト、支那事變ノ影響ニ依リマシテ、漸次物價ハ昂騰シテ居ル、而モ物價ノ昂騰ハ勞資ノ値上ヲ必然的ニ齎ス

ト云フコトヘ言フ迄モナイノデアリ
マス、隨テ災害ヲ受ケタル農作物又ハ生産費モ時ニ依ツテ相異シテ來ル、損害金額モ亦異ルノガ當然デアリマス、例へバ今後物價竝ニ勞賃ガ騰貴ヲ致シマシテ、今日反當リ七十二圓ノ生産費デアルガ、將來或ハ百五十圓ニナルカモ知レヌ、其場合ニ又同ジ保険金ノ定額制ニ依ツテ、七十圓ノ場合ト同ジ二十圓シカ與ヘラレナイト云フコトヘ、損害保險ノ本旨ニ反スルモノデハナイカ、此點ニ關スル當局ノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス第三ヘ、保険ノ目的物竝ニ保険事項ガ餘りニ狹小ニ過ギハシナイカト云フコトデアリマス、是ハ保険法ヲ見マスルト云フト、其第一條ニ於キマシテ「行政官廳ノ認可ヲ受ケ風水害其ノ他ノ災害ニ因リ」ト書イテアリマシテ、何等具體的ナ事項ヲ一ツモ言シテ居ラナイ、其他ノ災害トハ如何ナル災害ヲ指スノデアルカト云フコトヲ、ハッキリ當局ニ御示ヲ願ヒタイ(拍手)昨年ノ十二月ニ發表サレマシタ要綱ヲ見マスルト、僅ニ米作ト麥作ト桑作トノ農民ダケシカ、此保険ノ對象トナツテ居ラナイ、野菜或ハ果樹ヲ作ル農民ニ對シテハ、何等ノ方策モ講ジテ居ラナイ、一方ニ於テ農林當局ハ、今日多角形農業ヲ獎勵シテ居リナガラ、其多角形農業ノ獎勵ニ應ジテ作ツク農作物ニ對シマシテハ、何等保険ノ對象ニシテ居ラナイ、是ガ矛盾ニアラズシテ何ゾヤト言ヒタインデアリマス、ソコデ私ハ斯ウ云フコトヲ質問致シタイ、

ト云フコトヘ言フ迄モナイノデアリ
マス、隨テ災害ヲ受ケタル農作物又ハ生産費モ時ニ依ツテ相異シテ來ル、損害金額モ亦異ルノガ當然デアリマス、例へバ今後物價竝ニ勞賃ガ騰貴ヲ致シマシテ、今日反當リ七十二圓ノ生産費デアルガ、將來或ハ百五十圓ニナルカモ知レヌ、其場合ニ又同ジ保険金ノ定額制ニ依ツテ、七十圓ノ場合ト同ジ二十圓シカ與ヘラレナイト云フ、二點ニ付テ御伺致シタイト思フノデアリマス〔簡単〕ト呼フ者アリ)直グ終リマス、第二ヘ、保険事項ノ點アリマスガ、是ハ中野氏或ハ其他の人カラ略々御話ガアッタノデアリマスガ、例へば雪害、冷害、蟲害ニ因ルモノハ除外シテ居ル、雪害、冷害ニ付テハ、先程ノ人カラ詳シク申サレマシタガ、政府ノ之ニ對スル答辯ハ吾々ヲ納得セシマルコトガ出來ナイ、マダ研究力足ラスト云フコトヲ言ウテ居ル、然ルニ農業保險ガ日本ニ唱道セラレタノハ、明治二十年デアッタノデアリマス、ソレカラ在朝在野ノ人、或ハ色々ノ人々ニ依ツテ研究ガ盡サレテ、政府ハ既ニ六十二議會ニ於テ法案ヲ提出シヨウトシタト言ハレルノデアリマス、ソレ以來ズット研究ヲ續ケテ居リナガラ、今尙ホ冷害ニ對シテ研究ガ出來テ居ナイト云フコトハ、冷害ノ常ニ存シテ居ル所ノ東北地方ニ對シテ、政府當局ガ冷淡ダト云フコトヲ物語ルモノダト吾々ハ思フノデアリマス(拍手)然ルニ政府委員ノ答辯ハ、保険ニシナクテモ共濟事業ヲ行フト云フコトヲ言シテ居ル、所ガ共濟事業ノ主體ハ市町村デアル、國家サヘモ行ヘナイ所ノ厖大ナル雪害及ビ冷害ニ對シテ、御說デゴザイマシタガ、日本ノ農村ノ農業ガ非常ニ小規模デアルト云フコトハ、或ハ農村ノ相互共濟ト云フヤウナ風カラ考ヘテ見マシテモ、所謂相互制ト云フモノハ、必

第一ニ將來麥、桑、或ハ米以外ノ農業ニ從事シテ居ル者ニ對シテ、本案ヲ擴張スル意思ガアルカナイカト云フ點デアリマス、若シ擴張スル意思ガナイトスルナラバ、如何ナル方法ヲ以テ農業保險ヨリ除外サレタル所ノ農業ヲ保護スルヤト云フ、二點ニ付テ御伺致シタイト思フノデアリマス〔簡單〕ト呼フ者アリ)直グ終リマス、第二ヘ、保険事項ノ點アリマスガ、是ハ中野氏或ハ其他の人カラ略々御話ガアッタノデアリマスガ、例へば雪害、冷害、蟲害ニ因ルモノハ除外シテ居ル、雪害、冷害ニ付テハ、先程ノ人カラ詳シク申サレマシタガ、政府ノ之ニ對スル答辯ハ吾々ヲ納得セシマルコトガ出來ナイ、マダ研究力足ラスト云フコトヲ言ウテ居ル、然ルニ農業保險ガ日本ニ唱道セラレタノハ、明治二十年デアッタノデアリマス、ソレカラ在朝在野ノ人、或ハ色々ノ人々ニ依ツテ研究ガ盡サレテ、政府ハ既ニ六十二議會ニ於テ法案ヲ提出シヨウトシタト言ハレルノデアリマス、ソレ以來ズット研究ヲ續ケテ居リナガラ、今尙ホ冷害ニ對シテ研究ガ出來テ居ナイト云フコトハ、冷害ノ常ニ存シテ居ル所ノ東北地方ニ對シテ、政府當局ガ冷淡ダト云フコトヲ物語ルモノダト吾々ハ思フノデアリマス(拍手)然ルニ政府委員ノ答辯ハ、保険ニシナクテモ共濟事業ヲ行フト云フコトヲ言シテ居ル、所ガ共濟事業ノ主體ハ市町村デアル、國家サヘモ行ヘナイ所ノ厖大ナル雪害及ビ冷害ニ對シテ、御說デゴザイマシタガ、日本ノ農村ノ農業ガ非常ニ小規模デアルト云フコトハ、或ハ農村ノ相互共濟ト云フヤウナ風カラ考ヘテ見マシテモ、所謂相互制ト云フモノハ、必

コトヲ規定シタニ止ツテ、實際上ハ不可能デアルト云フコトハ明ナ事實デアリマス、是思ガアルカナイカト云フ點デアリマス、若ハ私共ハ政府ノ遁路デハナイカト思フ、市町村ニ委シテ置イテ、ドウシテ共濟ガ出來ルカ、共濟事業ニ依ツテドウシテ行ヘルカ、ソレヲ御聽シタインデアリマス〔簡單〕ト呼フ者アリ)直グ終リマス、第二ヘ、保険事項ノ點アリマスガ、是ハ中野氏或ハ其他の人カラ略々御話ガアッタノデアリマスガ、例へば雪害、冷害、蟲害ニ因ルモノハ除外シテ居ル、雪害、冷害ニ付テハ、先程ノ人カラ詳シク申サレマシタガ、政府ノ之ニ對スル答辯ハ吾々ヲ納得セシマルコトガ出來ナイ、マダ研究力足ラスト云フコトヲ言ウテ居ル、然ルニ農業保險ガ日本ニ唱道セラレタノハ、明治二十年デアッタノデアリマス、ソレカラ在朝在野ノ人、或ハ色々ノ人々ニ依ツテ研究ガ盡サレテ、政府ハ既ニ六十二議會ニ於テ法案ヲ提出シヨウトシタト言ハレルノデアリマス、ソレ以來ズット研究ヲ續ケテ居リナガラ、今尙ホ冷害ニ對シテ研究ガ出來テ居ナイト云フコトハ、冷害ノ常ニ存シテ居ル所ノ東北地方ニ對シテ、政府當局ガ冷淡ダト云フコトヲ物語ルモノダト吾々ハ思フノデアリマス(拍手)然ルニ政府委員ノ答辯ハ、保険ニシナクテモ共濟事業ヲ行フト云フコトヲ言シテ居ル、所ガ共濟事業ノ主體ハ市町村デアル、國家サヘモ行ヘナイ所ノ厖大ナル雪害及ビ冷害ニ對シテ、御說デゴザイマシタガ、日本ノ農村ノ農業ガ非常ニ小規模デアルト云フコトハ、或ハ農村ノ相互共濟ト云フヤウナ風カラ考ヘテ見マシテモ、所謂相互制ト云フモノハ、必

テモ、決シテ普通一般ニ今マデ行ハレタ所ノ災害ニ因ル救濟的ナモノヲ廢止致ス考ヘゴザイマセヌ、災害ニ因ル所ノ免租デアルトカ、或ヘ低利資金ノ融通ナドヘ、從來通り之ヲ行フノデアリマシテ、保険ノ爲ニソレ等ヲ廢止スルト云フヤウナ考ハ持ッテ居リマセヌ(拍手)。

○副議長(金光庸夫君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス。

○服部崎市君 本案ハ議長指名二十七名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○服部崎市君 此際暫時休憩セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君提出ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○服部崎市君 此際暫時休憩致シマス

午後六時四十分散會

○政府委員太田正孝君登壇)

○政府委員(太田正孝君) 只今議題トナリマシタ本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、我國ノ國債ニ對シマシテハ、租稅ノ賦課竝ニ納稅ノ擔保ニ付キ、其性質上他ノ有價證券ト比ベマシテ特例ガ設ケラレテ居ルノデアリマスケレドモ、外國ノ國債ニ付キマシテハ、斯様ナ取扱ヲ致シテ居ラナイノデアリマス、然ルニ外國ノ國債ニ付キマシテモ、我國國內ニ於テ募集セラレクモノニ付キマシテハ、此際一定條件ノ下ニ我國ノ國債ト同様ノ待遇ヲ與ヘマシテ、其發行ニ便宜アラシメタイト存ズルノデアリマス、差當リマシテハ滿洲國ノ國債ニ其適用アリト認メラレルノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ御願致シマス

○議長(小山松壽君) 本案ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○議長(小山松壽君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、日程第二、本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案、第一讀會ヲ開キマス——大藏政務次官

第二 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案

本邦内ニ於テ募集シタル外國債ニハ本法ヲ施行前募集シタル外國債ニハ本法ヲ適用セズ

〔政府委員太田正孝君登壇〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ニテ議事日程ハ議致シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長(小山松壽君) 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案外七件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、臨時租稅增徵法中改正法律案外七件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案 第一讀會